

(4) 西部地域のテーマ別の取組

地域のまちづくりの方針を踏まえ、テーマごとに地域の特徴（良いところや課題等）に対応した取組を整理します。

1) テーマ「安全・安心」

※全①～全⑨：全体構想の取組との関係性（P.●参照）

特徴

- ・三原地区の住宅密集地では地震・火災による延焼リスクが高い
- ・狭い道路や行き止まり道路が多く避難を阻害

取組

- ・三原地区における住宅密集地の防災機能強化や私道を含めた狭い道路の交通環境の整備、防火対策の推進 全③

特徴

- ・鉄道を横断するアンダーパス部（三原隧道）では豪雨時に浸水の恐れあり

取組

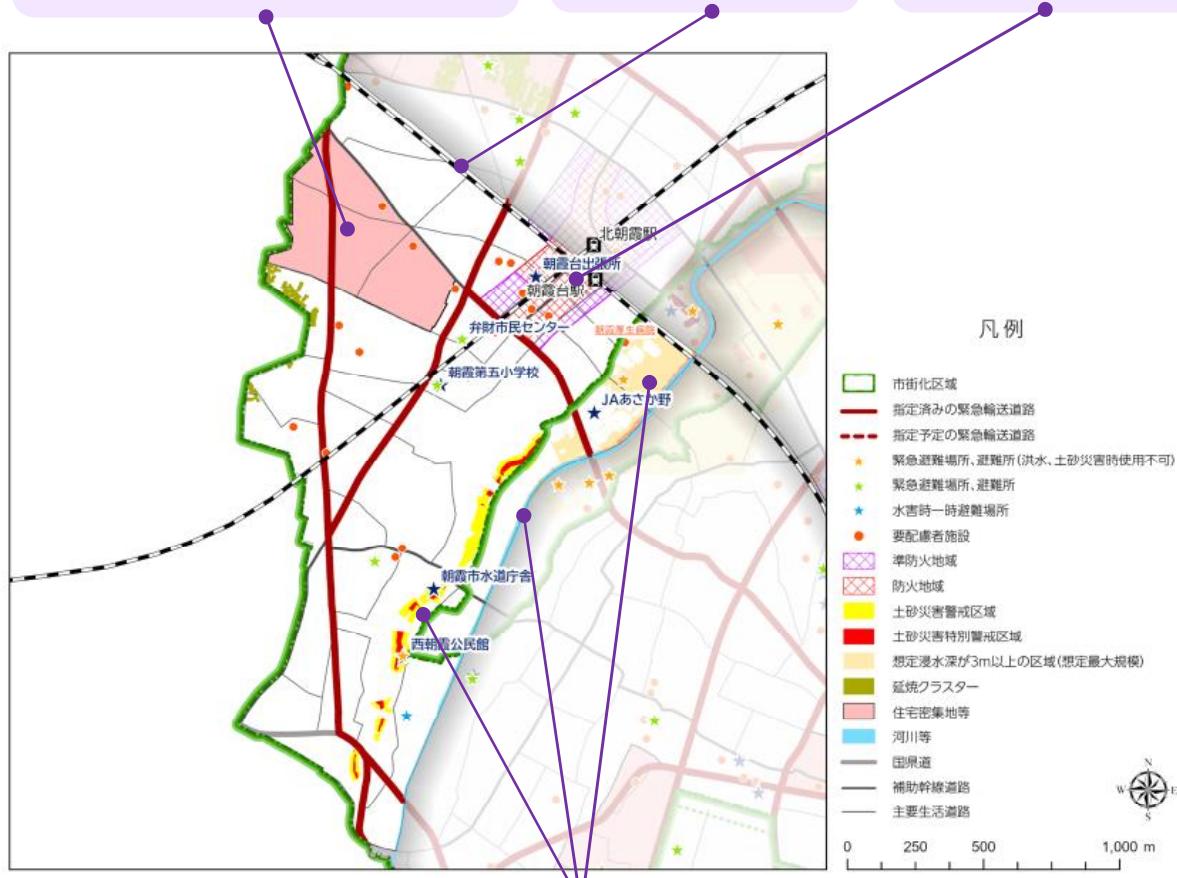
- ・鉄道を横断するアンダーパス部（三原隧道）等の浸水対策の検討 全⑤

特徴

- ・災害時の被害を拡大させないための生活環境の形成が求められている

取組

- ・駅及び駅周辺の防火・準防火地域での防火対策の推進 全③



特徴

- ・黒目川左岸の浸水想定区域内に住宅地や福祉施設、医療施設等が点在している
- ・黒目川左岸沿いの家屋倒壊等氾濫想定区域や泉水、膝折地区の斜面地の土砂災害警戒区域等、災害の危険性の高いエリアに施設が点在

取組

- ・黒目川左岸沿いの家屋倒壊等氾濫想定区域や斜面地の土砂災害警戒区域等、災害の危険性の高いエリアからの居住の誘導 全①
- ・浸水想定区域内での開発と合わせた水害対策の指導（雨水流出抑制施設の整備や垂直避難ができるようになること、避難行動計画を策定し訓練を定期的に行うこと等）全①
- ・水害リスクの低減に向けた雨水・排水対策の検討（水路・側溝の改修等）全①
- ・総合的な治水対策の検討（国や県と連携した特定都市河川の指定等による流域治水の検討）全①

2) テーマ「自然・環境」

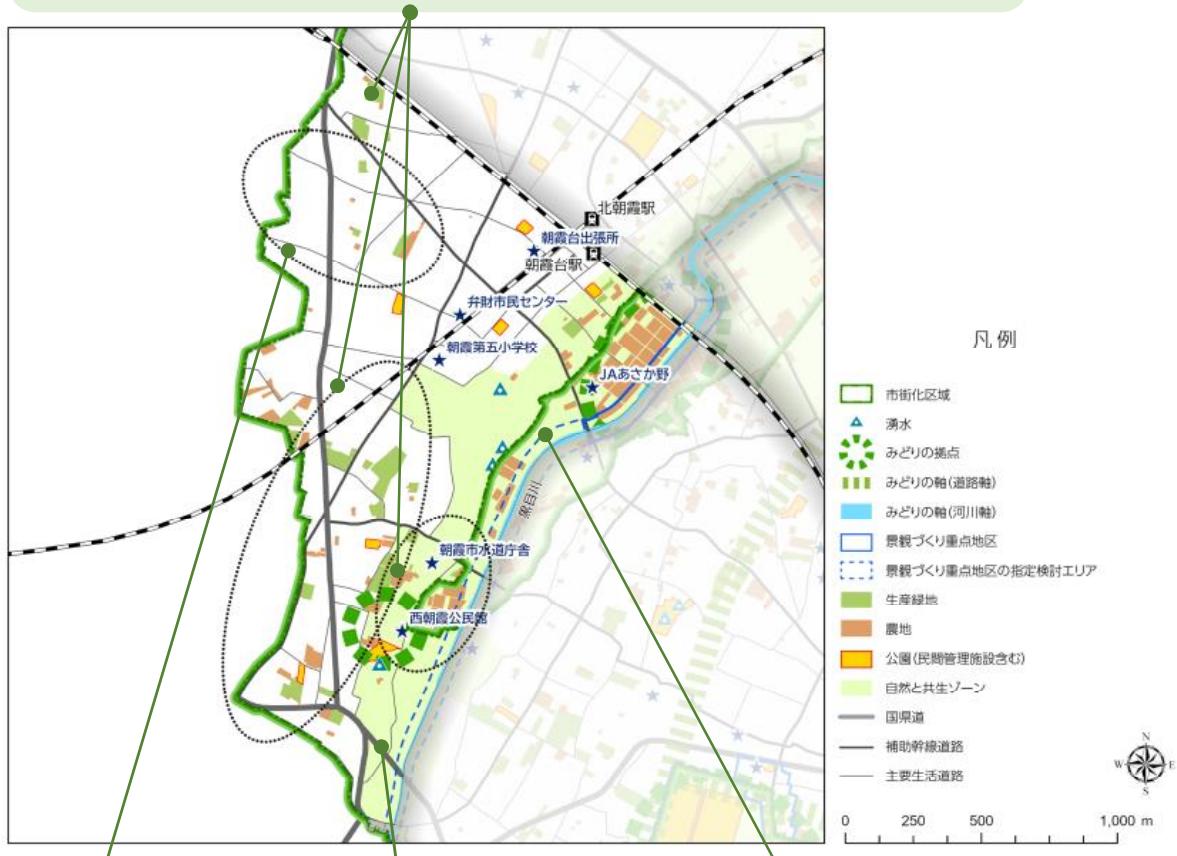
※全①~全⑧: 全体構想の取組との関係性 (P. ●参照)

特徴

- ・工場敷地内においてもまとまった緑地が整備されている
- ・市街化区域内に農地が残されている
- ・市街化調整区域では農地が多く分布している
- ・泉水、膝折地区の崖線の斜面林が減少している

取組

- ・工業地内に残存する緑地等の保全 全④
- ・公園・児童遊園地等の、まとまったみどりの保全や維持管理の充実・有効活用 全④
- ・生き物が集う緑地や特別緑地保全地区、湧水の保全 全④
- ・自然と調和した住環境の維持に向けた、残存する緑地や農地の保全や有効活用 全④⑥
- ・泉水、膝折地区の崖線の斜面林の保全 全④



特徴

- ・三原地区は住宅が密集している一方、公園や緑地、農地が少ない

取組

- ・三原地区等での開発事業等における緑化や広場・公園の設置指導 全⑤

特徴

- ・川越街道の街道筋としての歴史的文化資源(膝折宿等)が存在する

取組

- ・旧川越街道の歴史的文化資源(膝折宿等)の保全とまちづくり資源としての活用 全⑦

特徴

- ・河川敷に自然地が多く、豊かな自然環境を有している

取組

- ・景観の保全を進めるための景観づくり重点地区的指定の検討(黒目川周辺) 全⑧
- ・市民との協働による桜並木の適正な維持管理 全④⑦
- ・黒目川周辺の水辺空間の保全・活用(川沿いの公園整備や親水性の向上) 全④

3) テーマ「快適な移動」

※全①～全⑧：全体構想との関係性 (P.●参照)

特徴

- ・都市計画道路の未整備区間が残されている

取組

- ・都市計画道路（黒目川通線、中央通線、下ノ原通線）や県道の整備による広域的な幹線道路ネットワークの形成及び長期未整備都市計画道路の見直し [全①](#)

特徴

- ・交通結節点となる主要駅（北朝霞駅、朝霞台駅）が立地している

取組

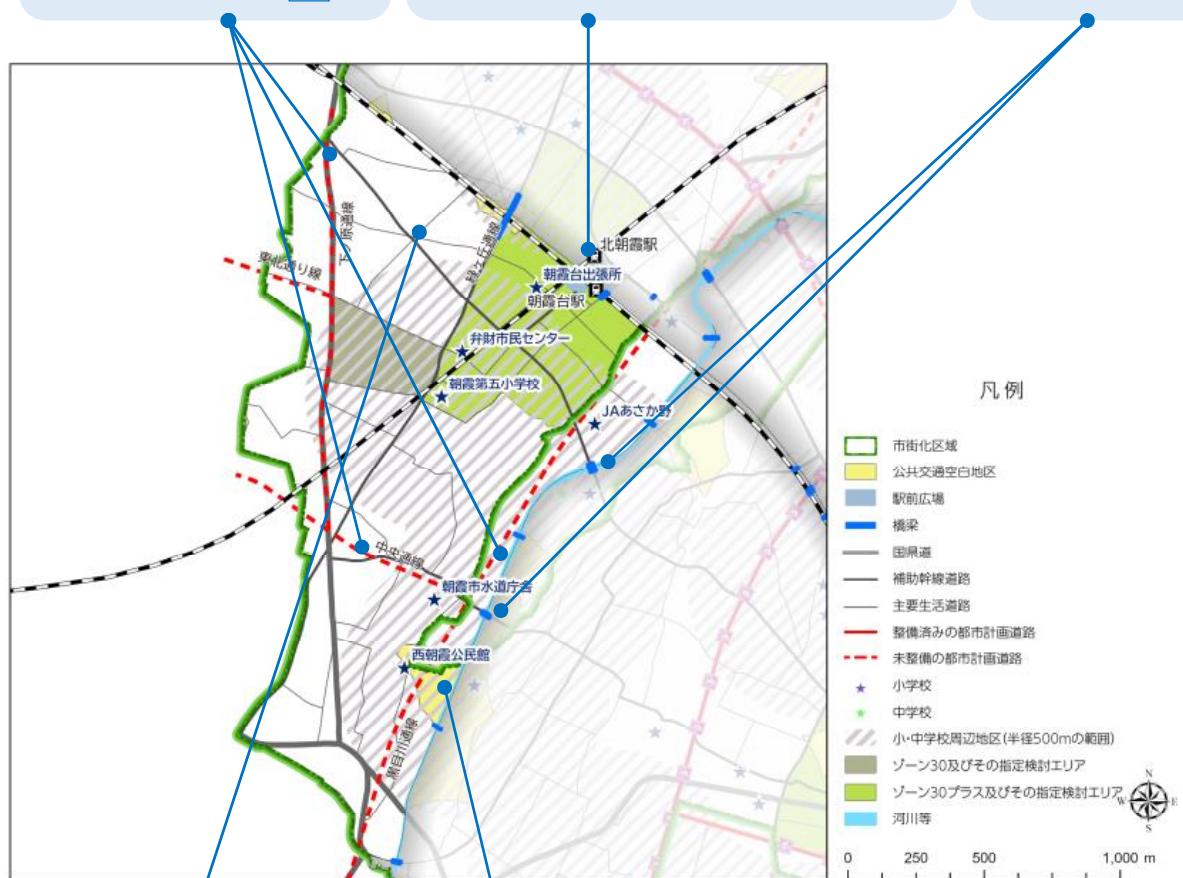
- ・朝霞台駅の建替に伴う駅前広場の再編及び周辺環境の整備 [全⑥⑦](#)
- ・駅周辺におけるバリアフリーやユニバーサルデザインにも配慮した交通結節機能の強化や人中心のウォーカブルな空間の確保 [全⑧](#)

特徴

- ・橋梁の老朽化等が進行しており、適切な維持管理が求められている

取組

- ・橋梁の適切な維持管理 [全②](#)



特徴

- ・主要な生活道路であるものの、連続した歩道が整備されていない
- ・老朽化した側溝等により歩きにくい空間となっている

取組

- ・県道や主要市道における連続した歩行空間の確保 [全④⑧](#)
- ・市道1号線等のガードレール・側溝等の改修による歩行空間の改善 [全②④](#)

特徴

- ・膝折地区は公共交通の利便性の低いエリア（公共交通空白地区）が存在する

取組

- ・地域と連携した多様な移動手段の検討（膝折、溝沼地区における、わくわくワゴン等）

[全⑦](#)

特徴

- ・学校周辺における通学路の安全対策が不十分

取組

- ・通学路や危険な交差点等における安全対策の充実 [全⑤](#)

特徴

- ・小・中学校周辺に限らず交通安全対策の充実が求められている（保育園・幼稚園等や大規模事業所周辺等）

取組

- ・交差点付近では交通事故が多く発生している

[全④](#)

4) テーマ「にぎわい・活力」

※全①～全⑧：全体構想の取組との関係性 (P.●参照)

特徴

- ・商店街において商業用地がほとんどみられず、主となる土地利用が住宅用地となっている
- ・空き地となっている箇所もみられる

取組

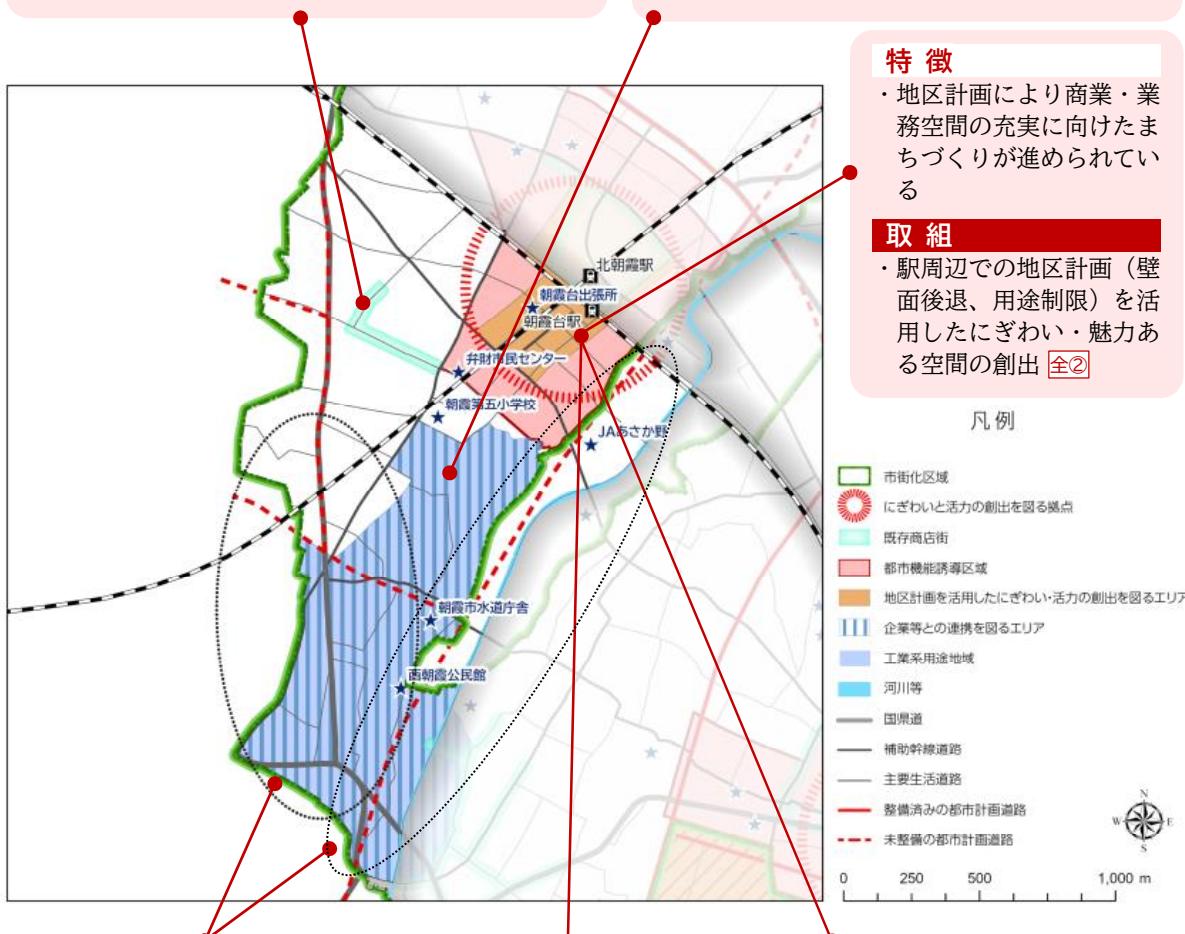
- ・弁財地区や三原地区の既存商店街、三原通り沿道の商店等を活用した生活に身近な商業環境の充実に向けた支援 **全⑧**

特徴

- ・企業が多く立地しており、民間企業と連携したまちづくりを図るポテンシャルがある
- ・工業系用途地域において、住宅用地が多くみられ、住工混在となっている

取組

- ・泉水、膝折町地区に立地する企業との連携・協働（地域に配慮した空間形成）**全④⑤**



特徴

- ・農地や斜面林、黒目川等の地域資源を有している

取組

- ・地域資源（農地や黒目川、斜面林等）を活用したイベント等を官民連携で実施 **全②⑤⑦**

特徴

- ・駅周辺は交通の利便性が高く、店舗や医療施設等の都市機能が一定程度集積している

取組

- ・駅周辺におけるバリアフリー やユニバーサルデザインにも配慮した交通結節機能の強化や、人を中心のウォーカブルな空間の確保 **全③**

特徴

- ・駅周辺では、公園や黒目川等の公共空間があるものの、効果的に活用されていない

取組

- ・朝霞台駅の建替に合わせたにぎわい空間の創出 **全②**
- ・駅周辺の公共空間を活用したイベント等の実施や黒目川周辺のイベントとの連携 **全②**

5) テーマ「私らしい暮らし」

※全①～全⑨：全体構想の取組との関係性（P.●参照）

特徴

- ・三原地区的住宅密集地では地震・火災による延焼リスクが高い
- ・狭あい道路や行き止まり道路が多く避難の阻害要因が存在

取組

- ・三原地区的住宅密集地における生活道路の拡幅 全②

特徴

- ・駅前に商業・業務地として合理的な土地利用の実現を図るために、地区計画が定められている

取組

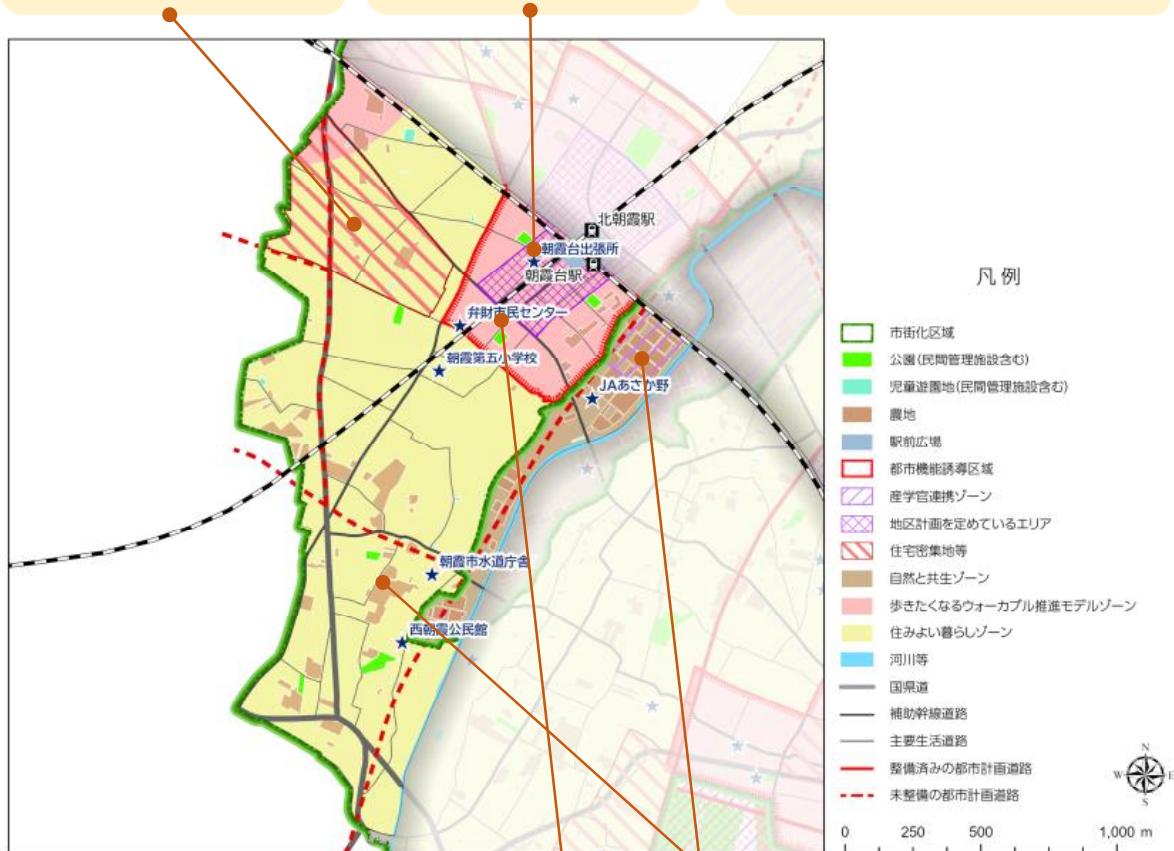
- ・北朝霞・朝霞台駅周辺への商業施設等の誘導や利便性の高い公共施設の集約化 全④

特徴

- ・駅近くに自然を感じることができる黒目川があるにもかかわらず、連続性がなく、駅から黒目川を目的地とする人は少ない

取組

- ・駅・黒目川・黒目川沿いの公共公益施設の回遊性向上 全③④



特徴

- ・公共施設が少なく、交流の場が不足している
- ・都市公園の誘致圏にカバーされていないエリアが広い

取組

- ・地域の交流の場の創出に向けた空き家・空き店舗の利活用 全⑥
- ・駅前広場や公園等の公共空間の利活用 全②
- ・世代間の交流を促す居場所の整備 全⑤

特徴

- ・市街化調整区域には多くの農地が残されている
- ・市街地内にも農地やみどりが多く残されている

取組

- ・自然環境（地区内の農地等）と調和した住環境の維持・向上 全②
- ・自然（保全すべき農地）との共存に配慮した土地利用の推進 全③

(5) 西部地域の取組総括図

ここでは、(4)で整理した各テーマ及び地域のまちづくり方針に対する取組を場所や地区単位で再整理しました。

<西部地域の取組総括図>

【地域全体】

- ・ 工業地内に残存する緑地等の保全
- ・ 公園・児童遊園地等の、まとまったみどりの保全や維持管理の充実・有効活用
- ・ 生き物が集う緑地や特別緑地保全地区、湧水の保全
- ・ 自然と調和した住環境の維持に向けた、残存する緑地や農地の保全や有効活用
- ・ 通学路や危険な交差点等における安全対策の充実
- ・ ゾーン30、ゾーン30プラスエリアの指定による面的な交通安全対策
- ・ 県道や主要市道における連続した歩行空間の確保
- ・ 市道1号線等のガードレール・側溝等の改修による歩行空間の改善
- ・ 都市計画道路（黒目川通線、中央通線、下ノ原通線）や県道の整備による広域的な幹線道路ネットワークの形成及び長期未整備都市計画道路の見直し
- ・ 橋梁の適切な維持管理

- ・ 地域資源（農地や黒目川、斜面林等）を活用したイベント等を官民連携で実施
- ・ 地域の交流の場の創出に向けた空き家・空き店舗の利活用
- ・ 駅前広場や公園等の公共空間の利活用
- ・ 自然環境（地区内の農地等）と調和した住環境の維持・向上
- ・ 自然（保全すべき農地）との共存に配慮した土地利用の推進
- ・ 駅・黒目川・黒目川沿いの公共交通施設の回遊性向上

【既存商店街】

- ・ 弁財地区や三原地区の既存商店街、三原通り 沿道の商店等を活用した生活に身近な商業環境の充実に向けた支援



【三原・弁財地区】

- ・ 三原地区における住宅密集地の防災機能強化や私道を含めた狭い道路の交通環境の整備、防火対策の推進
- ・ 三原地区等での開発事業等における緑化や広場・公園の設置指導



【溝沼地区】

- ・ 水害リスクの低減に向けた雨水・排水対策の検討（水路・側溝の改修等）
- ・ 総合的な治水対策の検討（国や県と連携した特定都市河川の指定等による流域治水の検討）
- ・ 浸水想定区域内での開発と合わせた水害対策の指導（雨水流出抑制施設の整備や垂直避難ができるようにすること、避難行動計画を策定し訓練を定期的に行うこと等）
- ・ 地域と連携した多様な移動手段の検討（わくわくワゴン等）



【泉州・膝折地区】

- ・ 斜面地の土砂災害警戒区域等、災害の危険性の高いエリアからの居住の誘導
- ・ 泉水、膝折地区の崖線の斜面林の保全
- ・ 旧川越街道の歴史的文化資源（膝折宿等）の保全とまちづくり資源としての活用
- ・ 地域と連携した多様な移動手段の検討（わくわくワゴン等）
- ・ 泉水、膝折町地区に立地する企業との連携・協働（地域に配慮した空間形成）



凡 例

【方針1に関する凡例】

- ・ 水害による浸水リスクの低減を図るゾーン
- ・ 地震・火災による延焼リスクの低減を図るゾーン（住宅が密集しているエリア）
- ・ 地震・火災による延焼リスクの低減を図るゾーン（延焼クラスター）

【方針2に関する凡例】

- ・ みどりの拠点
- ・ みどりの軸（河川軸）
- ・ みどりが残る静かな居住環境を維持するゾーン
- ・ 自然と共生ゾーン

【方針3に関する凡例】

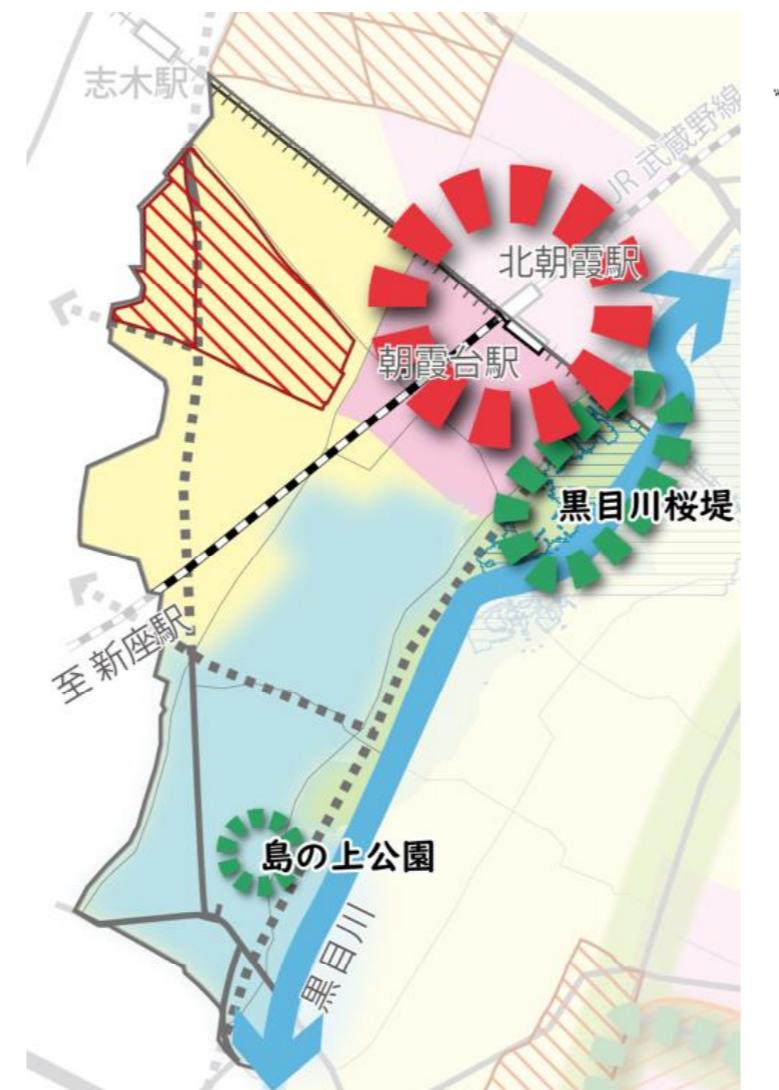
- ・ 都市拠点
- ・ 駅周辺でにぎわいの形成を図るゾーン
- ・ 民間企業と地域との連携強化を図るゾーン
- ・ 自然と地域とのつながりを図るゾーン

【その他凡例】

- | | | |
|--------|---|---|
| 鉄道 |  JR |  鉄道 |
| 道路（国道） |  整備済 |  未整備 |
| 道路 |  整備済 |  未整備 |

[5つのテーマとの対応]

- | | | |
|---|---|---|
|  安全・安心 |  自然・環境 |  快適な移動 |
|  にぎわい・活力 |  私らしい暮らし | |



【アンダーパス】

- ・ 鉄道を横断するアンダーパス部（三原隧道）等の浸水対策の検討

【北朝霞・朝霞台駅周辺】

- ・ 駅及び駅周辺の防火・準防火地域での防火対策の推進
- ・ 朝霞台駅の建替に伴う駅前広場の再編及び周辺環境の整備
- ・ 駅周辺におけるバリアフリー・ユニーバーサルデザインにも配慮した交通結節機能の強化や、人を中心のウォーカブルな空間の確保
- ・ 駅周辺での地区計画（壁面後退、用途制限）を活用したにぎわい・魅力ある空間の創出
- ・ 朝霞台駅の建替に合わせたにぎわい空間の創出
- ・ 駅周辺の公共空間を活用したイベント等の実施や黒目川周辺のイベントとの連携
- ・ 世代間の交流を促す居場所の整備
- ・ 北朝霞・朝霞台駅周辺への商業施設等の誘導や利便性の高い公共施設の集約化

【黒目川周辺】

- ・ 黒目川左岸沿いの家屋倒壊等氾濫想定区域等、災害の危険性の高いエリアからの居住の誘導
- ・ 景観の保全を進めるための景観づくり重点地区の指定の検討（黒目川周辺）
- ・ 市民との協働による桜並木の適正な維持管理
- ・ 黒目川周辺の水辺空間の保全・活用（川沿いの公園整備や親水性の向上）

方針1 地震・火災による延焼リスクや水害による浸水リスクの低減に向けた対策の充実を図ります。

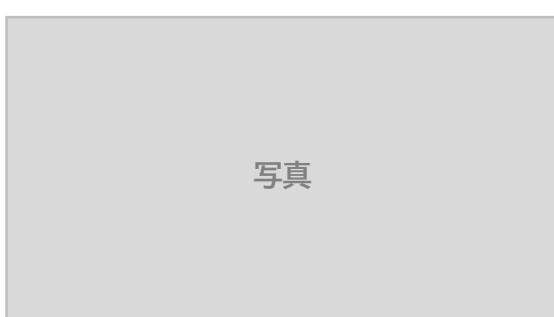
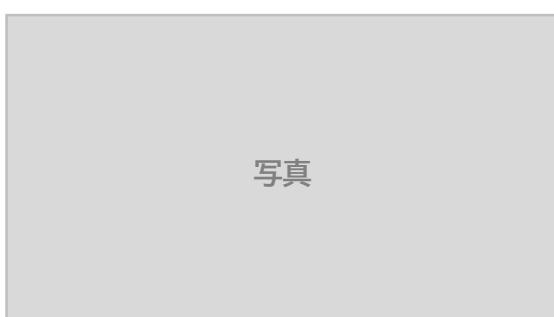
方針2 黒目川の水辺空間（桜並木等）や農地・緑地のみどりが残る良好な居住環境の維持・活用を図ります。

方針3 駅周辺への都市機能の集積や企業・工場が立地している特性を生かし、民間企業と地域との連携強化と、利便性の向上やにぎわいの創出を図ります。また、人と人、人とお店や企業、自然と地域等のつながりの強化により、新たな発見やにぎわいが生まれる地域づくりを行います。

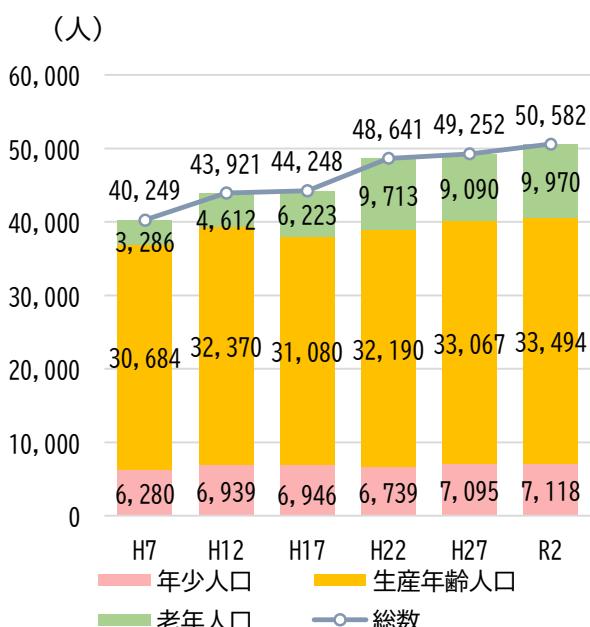
6 南部地域

(1) 南部地域の概要

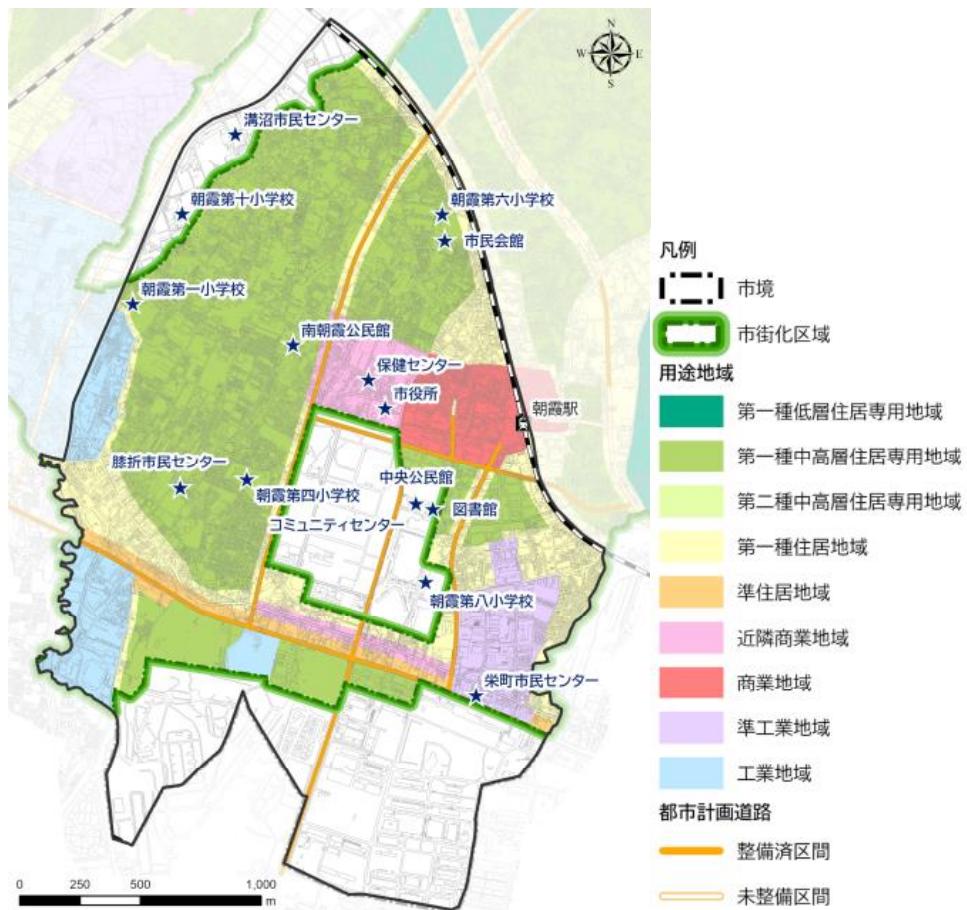
- ・当地域は本市の南部に位置し、地域の西側から北部を黒目川が流れています。地域の西側は新座市、南東側は和光市、南側は東京都練馬区に接しています。
- ・東武東上線が東側を走っており、朝霞駅があります。
- ・当地域の人口は増加傾向が継続しており、令和2（2020）年に人口が5万人程度で、市内5地域のうち最多人口となっています。老人人口も増加傾向にあり、令和2（2020）年の老人人口は平成12（2000）年の2倍以上となっています。（図①参照）
- ・当地域には市役所をはじめ、中央公民館、図書館、総合体育館等の広域的な機能を有する公共施設が立地するほか、医療、商業、子育て等の都市機能も多く立地しており、都市機能が充実しています。（図②③参照）
- ・当地域南側の国道254号沿道や黒目川沿いには、工業系用途地域が指定され企業等の立地が見られますが、住宅用地も多く、住工混在した状況となっています。（図②③参照）
- ・当地域内には黒目川の水辺空間や基地跡地等のみどりが残され、また地域の南側には川越街道の宿場等の歴史的文化資源が存在します。（図③参照）
- ・当地域では洪水、土砂災害等の水災害のリスクは他の地域より少ないですが、黒目川周辺には荒川及び新河岸川水系において洪水が発生した場合一部水害リスクが想定され、幸町、栄町、本町では住宅が密集しているエリアでは地震や火災が起きた際に建物が延焼するリスクがあります。
- ・当地域の中央に基地跡地があり、シンボルロードで行われるASAKA STREET TERRACEには毎年市内外から多くの人が訪れます。



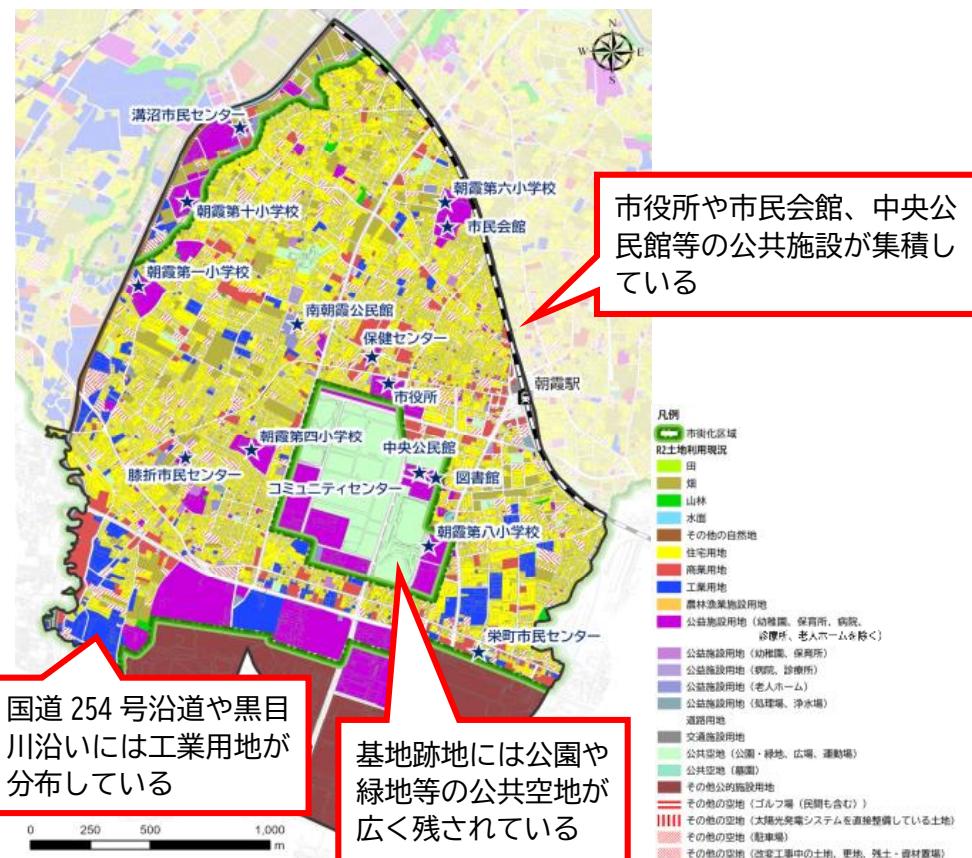
<南部地域の基礎情報>



図①：人口と年齢構成の推移



図②：用途地域の指定状況



図③：土地利用の状況（令和2（2020）年度時点）

(2) 南部地域のまちづくりに対する市民の想い

市民アンケートやまちづくりサロンから把握される地域のまちづくりに対する市民の想いを以下に整理します。

<市民アンケートより>

○大切に思う場所

- ・朝霞の森・青葉台公園・朝霞中央公園
 - ・黒目川
 - ・朝霞駅周辺
- (店舗や飲食店等を含む)

○住まいの近くの地域にあったらいいと思う場所

- ・買い物ができる場所
- ・飲食ができる場所
- ・みどりが多く自然が豊かな場所

<まちづくりサロン（地域版）より>

※サロンでは「持続可能」をテーマに意見交換しましたが、まちづくりのテーマ設定を踏まえ「自然・環境」に変更しました。

まちづくりの5か条(将来への想い)

安全・安心

狭いみちでも安全で、
いざというときにも安心

議論の要点

道が狭い、歩道がないといった課題が多く聞かれ、狭い道でも安全・安心でありたいという意見がありました。

賑わい

歴史や地形を公民で活かして
朝霞を楽しむ

議論の要点

商店街などの賑わいを高めるだけではなく、膝折宿や坂の多い地形といった、ここにしかない歴史や地理を楽しんでもらいたい、一方で歴史を残していくために公・民が連携する必要がある、といった意見がありました。

自然・環境（※）

市民の手で緑や環境を
もっと良くしていく

議論の要点

みどりを増やしたり残したりすることを行政任せにするのではなく、市民ボランティアの力を合わせる、樹木だけでなく花を飾って楽しむ、といった参加型でみどりの保全・創出を目指す意見がありました。

暮らし

子どもから高齢者、障がい者も
安心して暮らせる環境づくり

議論の要点

比較的子どもが多く、ファミリー世帯が暮らしやすい反面、坂が多くて高齢者が暮らせるのは元気なうちだけ、といった議論から、どの世代・属性の方々にとっても暮らしやすいまちを目指すべきという意見がありました。

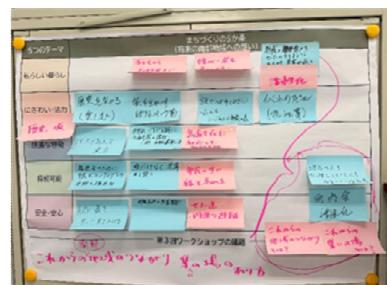
快適な移動

高齢化に対応した
持続可能な移動手段の確保

議論の要点

高齢者にとって移動手段は必須だが、将来的にも持続可能な公共交通にしなければならないといった課題から、住民もバスにあえて乗らなければ残せない、自動運転などの技術を活用する、などの意見がありました。

【ワークシートの様子】



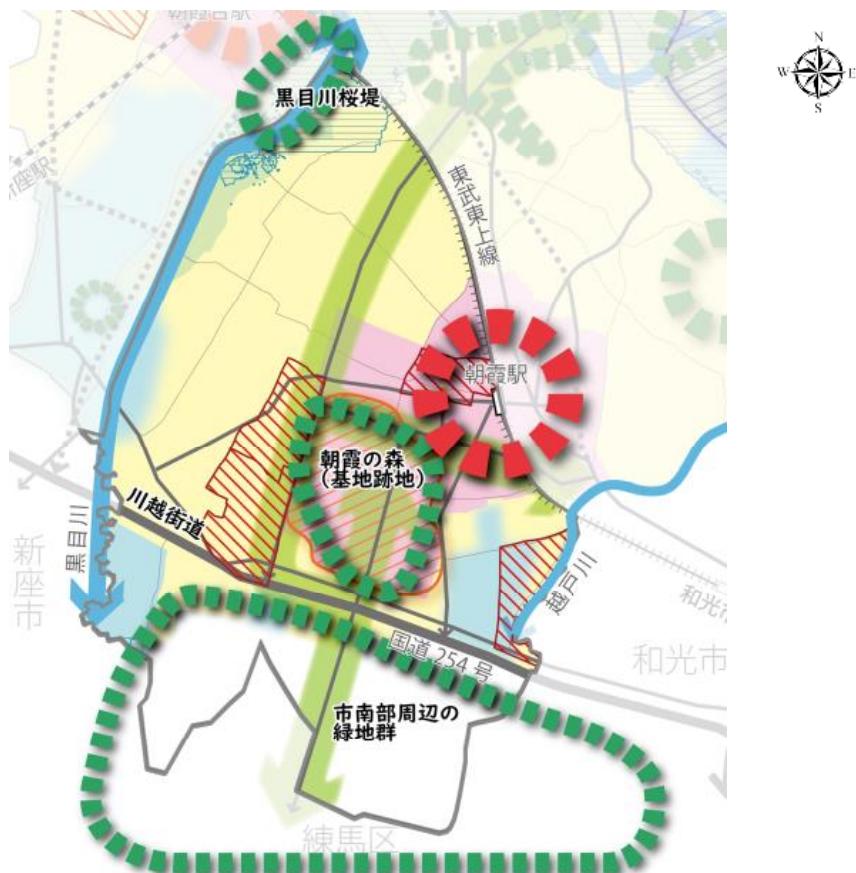
(3) 南部地域のまちづくりの方針

地域の概況と市民の想いを踏まえ、南部地域のまちづくりの方針とその実現に向けた取組の場所を示した方針図を以下に整理します。

<方針> (南部地域の特性に応じて重点的に行う取組方針)

- 方針1 地震・火災による延焼リスクや水害による浸水リスクの低減に向けた対策の充実と、交通安全対策の強化により、誰もが安全・安心に生活できる住環境を整えます。
- 方針2 黒目川の水辺空間や基地跡地等のみどりが残る豊かな自然環境や、川越街道の歴史的文化資源等の適切な維持管理・活用を図ります。
- 方針3 朝霞駅や基地跡地周辺の充実した都市機能や公共空間を生かし、官民連携による一体的にぎわいや活力の創出を図るとともに、地域内に立地する企業等との連携・協働による地域経済活性化に向けた取組を推進します。

<方針図>



【方針1に関する凡例】

- 水害による浸水リスクの低減を図るゾーン
- 地震・火災による延焼リスクの低減を図るゾーン(住宅が密集しているエリア)
- 地震・火災による延焼リスクの低減を図るゾーン(延焼クラスター)
- 交通安全対策の強化を図るゾーン

【方針2に関する凡例】

- みどりの拠点
- みどりの軸(道路軸)
- みどりの軸(河川軸)

【方針3に関する凡例】

- 都市拠点
- 駅周辺でにぎわいの形成を図るゾーン
- 企業等との連携・協働を図るゾーン
- 新たな拠点形成ゾーン(基地跡地)

【その他凡例】

- 住みよいくらしゾーン
- 鉄道
- 道路(国道)
- 道路
- 整備済
- 未整備
- 整備済
- 未整備

(4) 南部地域のテーマ別の取組

地域のまちづくりの方針を踏まえ、テーマごとに地域の特徴（良いところや課題等）に対応した取組を整理します。

1) テーマ「安全・安心」

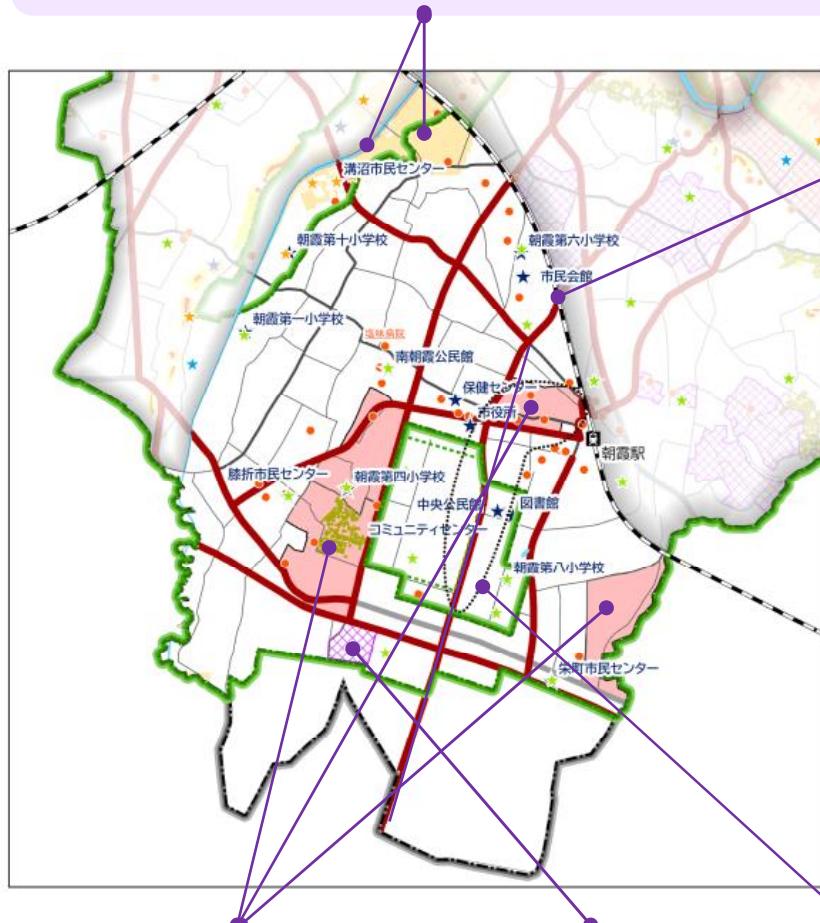
※全①～全⑨：全体構想の取組との関係性（P.●参照）

特徴

- ・黒目川右岸沿いの家屋倒壊等氾濫想定区域等、災害の危険性が高いエリアに住宅地や施設が点在している
- ・浸水想定区域内に住宅地や福祉施設等が点在している

取組

- ・黒目川右岸沿いの家屋倒壊等氾濫想定区域等、災害の危険性の高いエリアからの居住の誘導 全①
- ・浸水想定区域での開発と合わせた水害対策の指導（雨水流出抑制施設の整備や垂直避難ができるようすること、避難行動計画を策定し訓練を定期的に行うこと等）全①
- ・水害リスクの低減に向けた雨水・排水対策の検討（水路・側溝の改修等）全①
- ・総合的な治水対策の検討（国や県と連携した特定都市河川の指定等による流域治水の検討）全①



特徴

- ・鉄道を横断するアンダーパス部（本町隧道）では豪雨時に浸水の恐れあり

取組

- ・鉄道を横断するアンダーパス部（本町隧道）等の浸水対策の検討 全⑤

凡例

■	市街化区域
—	指定済みの緊急輸送道路
- - -	指定予定の緊急輸送道路
★	緊急避難場所、避難所 (洪水、土砂災害時使用不可)
●	緊急避難場所、避難所
▲	水害時一時避難場所
□	防災拠点化の検討箇所
●	要配慮者施設
■	準防火地域
▨	防火地域
■	想定浸水深が3m以上の区域(想定最大規模)
■	延焼クラスター
■	住宅密集地等
■	河川等
■	国県道
—	補助幹線道路
—	主要生活道路

特徴

- ・幸町、本町、栄町の住宅密集地では地震・火災による延焼リスクが高い
- ・狭い道路や行き止まり道路が多く避難を阻害

取組

- ・幸町・本町・栄町周辺における住宅密集地の防災機能強化や私道を含めた狭い道路の交通環境の整備、防火対策の推進 全③
- ・防火・準防火地域の指定による防火対策の推進 全③

特徴

- ・災害時の被害を拡大させないための生活環境の形成が求められる

取組

- ・準防火地域での防火対策の推進 全③

特徴

- ・災害時の円滑な復旧できる準備を整えておくことが求められる

取組

- ・基地跡地の防災拠点化の検討 全④
- ・駅前通りやシンボルロード等の無電柱化の促進 全⑥

2) テーマ「自然・環境」

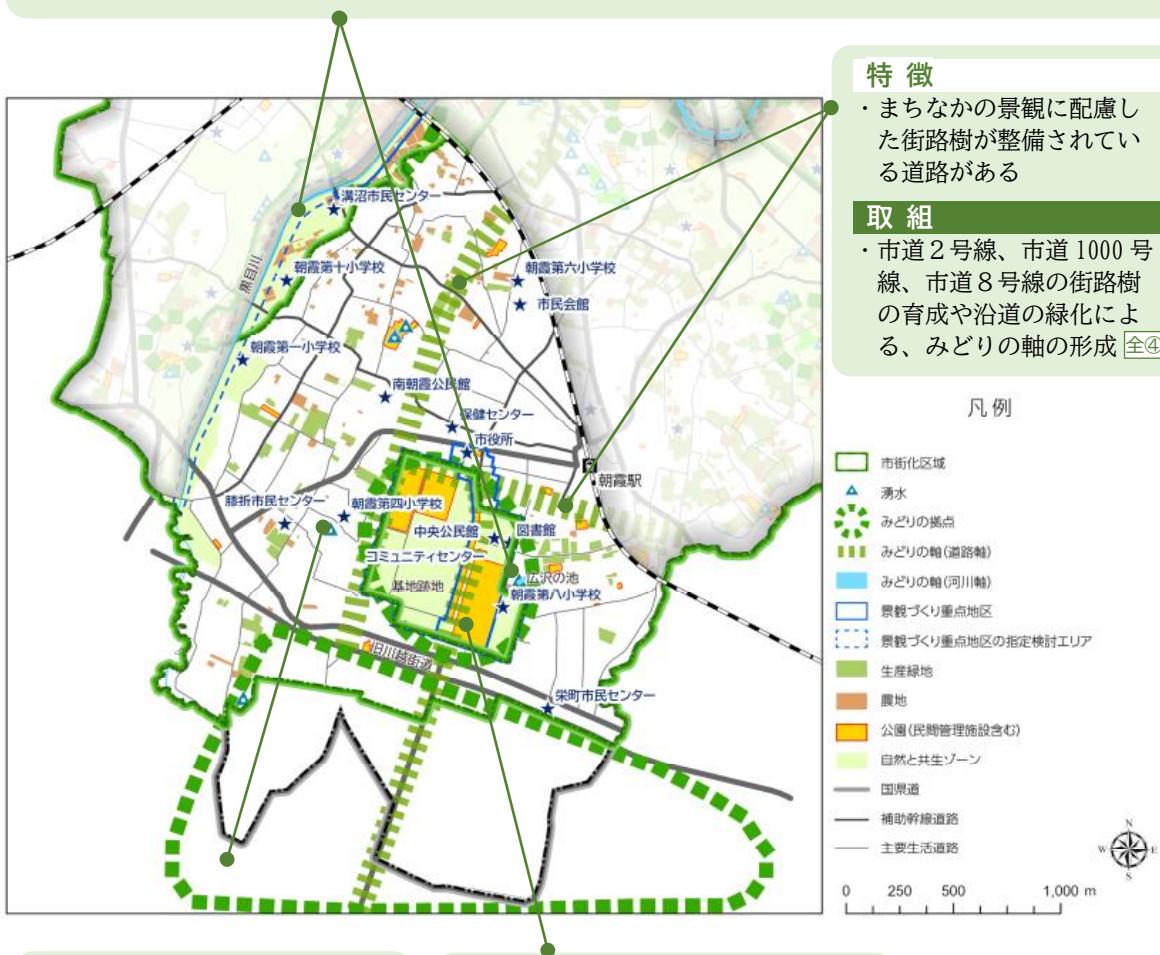
※全①～全⑧：全体構想の取組との関係性（P.●参照）

特 徵

- ・黒目川右岸の河川敷に自然地が多く、豊かな自然環境を有している
 - ・桜並木は市民に親しまれています
 - ・地域内に生産緑地や農地、湧水等のみどりの資源が存在する
 - ・緑地の分布が基地跡地に偏っている
 - ・マンションが増加し緑が減少している
 - ・市街化調整区域内に農地が分布している

取組

- ・黒目川周辺の水辺空間の保全・活用（川沿いの親水性の向上）全④
 - ・景観の保全を進めるための景観づくり重点地区の指定の検討（黒目川周辺）全⑧
 - ・市民との協働による桜並木の適正な維持管理 全④⑦
 - ・生き物が集う緑地、湧水の保全 全④
 - ・貴重な湧水である広沢の池の保全 全④
 - ・都市農地の保全や有効活用 全④⑥



特 徵

- ・川越街道の面影を残した史跡があり、歴史的・文化資源を有している

取組

- ・ 旧川越街道の歴史的文化資源
(膝折宿) の保全とまちづくり資源としての活用 全⑦

特 徵

- ・基地跡地の緑地等は市民の憩いの場として利用されている

取組

- ・基地跡地公園の整備 全④
 - ・みどりの拠点の形成・利活用（周辺施設と連携した地域の交流や活性化の推進）全⑤⑥⑦

3) テーマ「快適な移動」

※全①～全⑧：全体構想の取組との関係性（P.●参照）

特 徵

- ・橋梁の老朽化等が進行しており、適切な維持管理が求められている

取組

- ・橋梁の適切な維持管理 **全②**

特 徵

- ・道路に勾配があり、高齢者等の移動を制約している

取組

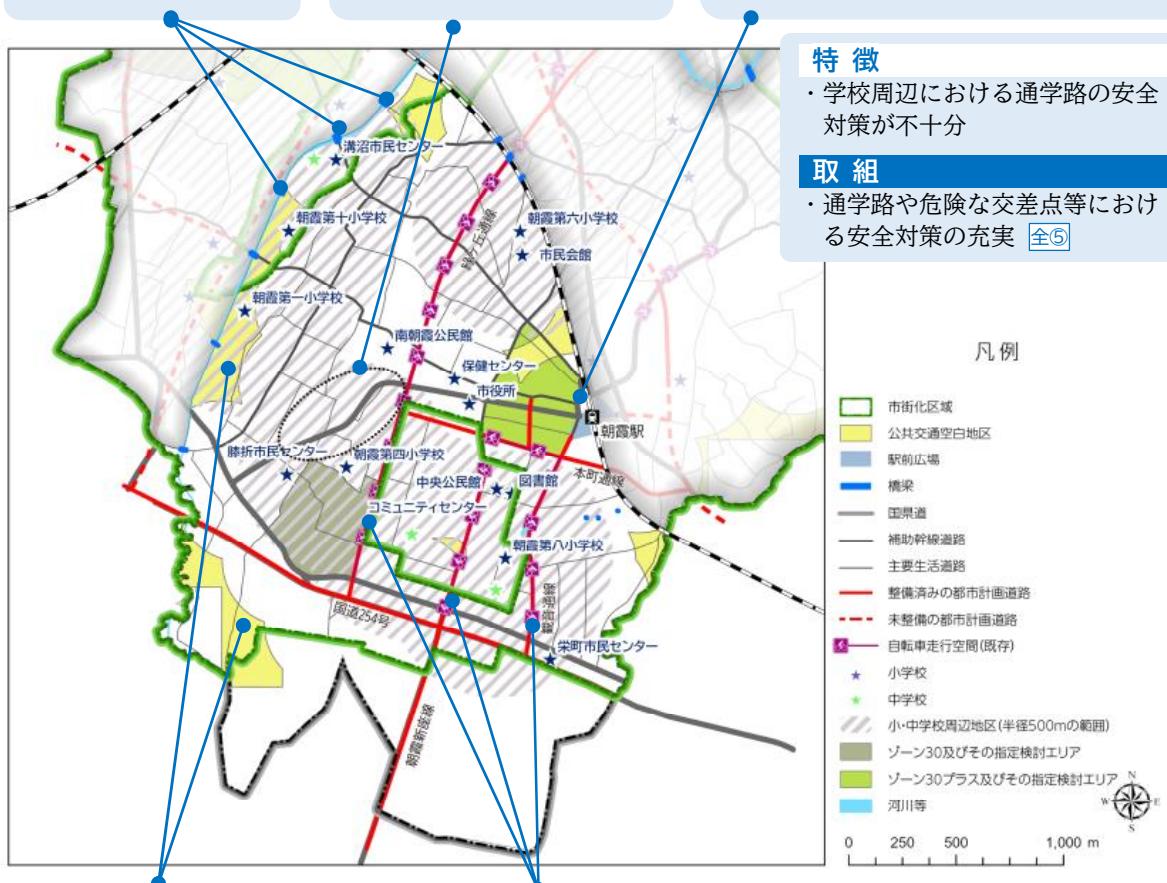
- ・ひざおり通り等の坂道周辺における、まちなかベンチの設置

特 徵

- ・交通結節点となる主要駅（朝霞駅）が立地している

取組

- ・駅周辺におけるバリアフリーやユニバーサルデザインにも配慮した交通結節機能の強化や、人中心のウォーカブルな空間の確保 全⑧



特 徵

- ・膝折、溝沼地区では、公共交通の利便性の低いエリア（公共交通空白地区）が存在する

取組

- ・地域と連携した多様な移動手段の検討（膝折、溝沼地区の一部における わくわくワゴン等）

• 特 徵

- ### ・自転車道が整備されている

取組

- ### ・安全で連続した自転車通行空間の確保 全③

特 徵

- 市道1号線は、主要な生活道路であるものの、連続した歩道が整備されていない

取組

- ・市道1号線の連続した歩行空間の確保 全④⑧

特 徵

- ・小・中学校周辺に限らず交通安全対策の充実が求められている（保育園・幼稚園等や大規模事業所周辺等）

取組

- ゾーン30・ゾーン30プラスエリアの指定による面的な交通安全対策 全④
 - 朝霞駅南口周辺地区交通安全対策基本構想に基づく交通安全対策（駅前通りの一方通行化等） 全④

4) テーマ「にぎわい・活力」

※全①～全⑧：全体構想の取組との関係性 (P.●参照)

特徴

- ・朝霞駅周辺では、公共空間を活用したイベントが継続的に開催されている

取組

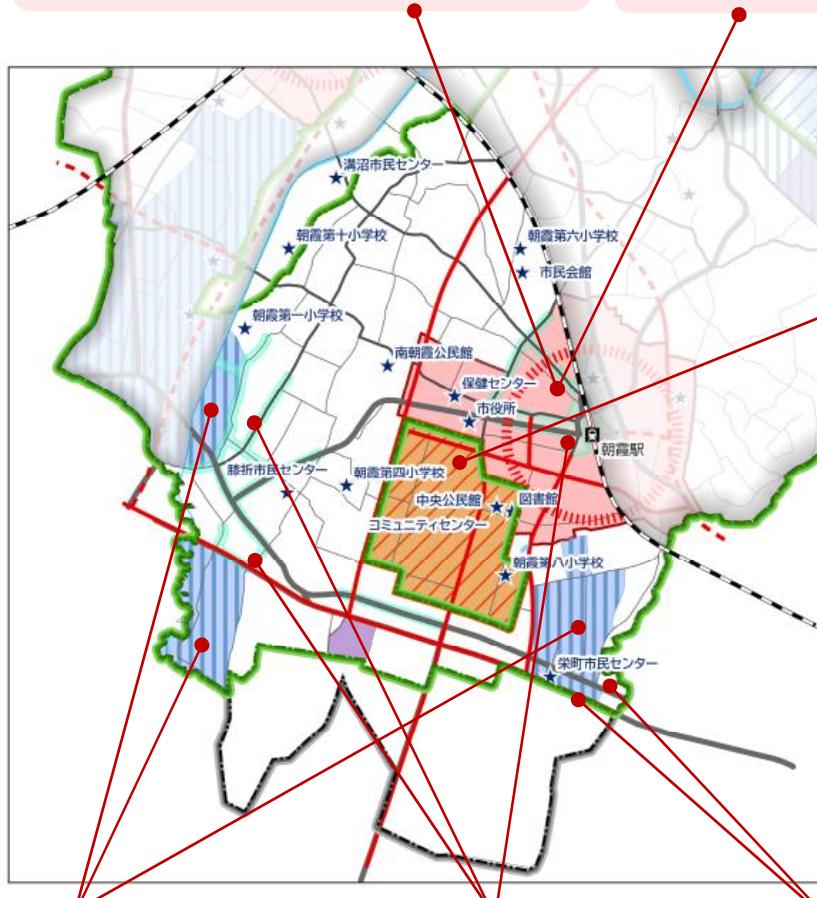
- ・市役所をはじめ、主要な公共施設の立地を生かし、朝霞駅前の活性化と連動した回遊性の高い歩道・広場の設置・充実等により中心拠点としての魅力向上 **全①**

特徴

- ・駅周辺は交通の利便性が高く、店舗や医療施設等の都市機能が一定程度集積している

取組

- ・駅周辺におけるバリアフリーやユニバーサルデザインにも配慮した交通結節機能の強化や、人を中心のウォーカブルな空間の確保 **全③**



特徴

- ・基地跡地を生かし、にぎわい創出のポテンシャルがある

取組

- ・基地跡地周辺における地区計画の活用や官民連携による朝霞駅周辺と一体的なにぎわいや活力の創出 **全①**

凡例

- 市街化区域
- にぎわいと活力の創出を図る拠点
- 既存商店街
- 都市機能誘導区域
- 新たな拠点形成ゾーン(基地跡地)
- 地区計画を活用したにぎわい・活力の創出を図るエリア
- 企業等との連携を図るエリア
- 地区計画を活用した産業用地の創出を図るエリア
- 工業系用途地域
- 河川等
- 国県道
- 补助幹線道路
- 主要生活道路
- 整備済みの都市計画道路
- 未整備の都市計画道路



特徴

- ・工業系用途地域において、住宅用地が多くみられ、住工混在となっている

取組

- ・膝折町や栄町等に立地する企業との連携・協働（地域に配慮した空間形成） **全⑤**

特徴

- ・商店街において商業用地がほとんどみられず、主となる土地利用が住宅用地となっている
- ・空き地となっている箇所もみられる

取組

- ・膝折町、幸町、本町、栄町等の既存商店街を活用した生活に身近な商業環境の充実に向けた支援 **全⑧**

特徴

- ・街道筋としての歴史的文化資源が存在する
- ・川越街道は交通条件が良く、朝霞警察署跡地等を含め、沿道の更なるにぎわい創出の可能性がある

取組

- ・膝折町や溝沼等の地域特有の資源（宿場町の歴史や坂が多い地形等）を生かした、にぎわいづくり **全⑦**
- ・川越街道（国道 254 号）や旧川越街道の交通条件と地理的優位性を生かし、朝霞警察署跡地等を含め、沿道のにぎわい創出に向けた土地利用の誘導 **全⑥**

5) テーマ「暮らしのまち」

※全①～全⑨：全体構想の取組との関係性 (P.●参照)

特徴

- ・地区公園や近隣公園、街区公園が多く分布しており、地域のほとんど のエリアは公園の誘致圏にカバーされている
- ・基地跡地はみどりの拠点機能を備え、適切な土地利用を図るための地 区計画が定められている

取組

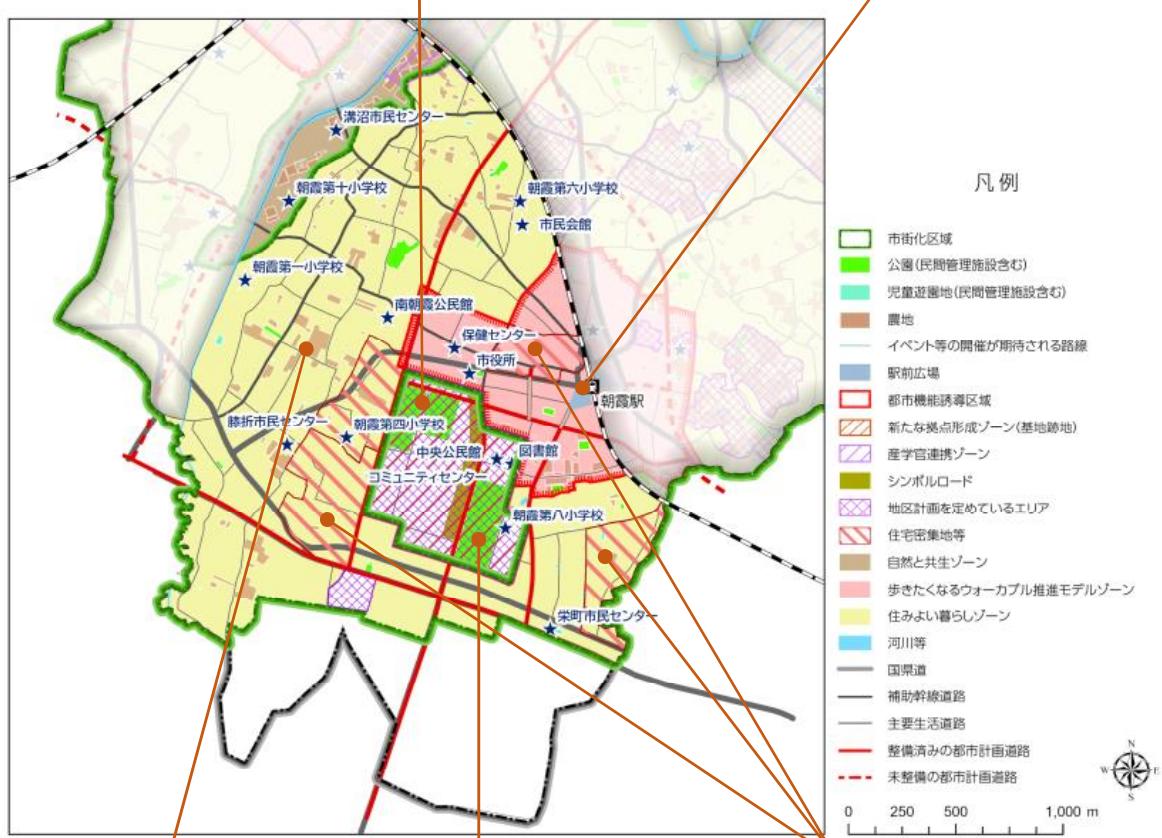
- ・基地跡地利用計画、基地跡地地区地区計画、基地跡地公園・シンボル ロード整備基本計画に基づく施設整備及び土地利用の推進 全④
- ・公園や広場等の公共空間の利活用 全②

特徴

- ・朝霞駅周辺への都市機能 (商業施設や公共施設 等) の充実が求められて いる

取組

- ・朝霞駅周辺への商業施設 等の誘導や利便性の高い 公共施設の集約化 全④



特徴

- ・市街地内にも農地やみどりが多く残されている

取組

- ・自然環境（地区内の農地 等）と調和した住環境の 維持・向上 全②
- ・自然（保全すべき農地） との共存に配慮した土地 利用の推進 全③

特徴

- ・朝霞駅周辺では、公共空間を活用 したイベントが継続的に開催され ている

取組

- ・シンボルロードの歩行者利便増進 道路指定による道路空間の利活用 全⑧
- ・オープンスペースの創出（駅前広 場、道路）と、公共空間を活用し たイベントの実施（ASAKA STREET TERRACE 等） 全⑦

特徴

- ・幸町、本町、栄町の住宅 密集地では地震・火災に よる延焼リスクが高い
- ・狭い道路や行き止まり 道路が多く避難を阻害

取組

- ・幸町・本町・栄町周辺の 住宅密集地における生活 道路の拡幅 全②

(5) 南部地域の取組総括図

ここでは、(4)で整理した各テーマ及び地域のまちづくり方針に対する取組を場所や地区単位で再整理しました。

<南部地域の取組総括図>

【地域全体】

- ・**準防火地域での防災対策の推進**
- ・**生き物が集う緑地、湧水の保全**
- ・**都市農地の保全や有効活用**
- ・**通学路や危険な交差点等における安全対策の充実**
- ・**ゾーン30・ゾーン30プラスエリアの指定による面的な交通安全対策**
- ・**安全で連続した自転車通行空間の確保**
- ・**市道1号線の連続した歩行空間の確保**
- ・**橋梁の適切な維持管理**
- ・**公園や広場等の公共空間の利活用**
- ・**自然環境(地区内の農地等)と調和した住環境の維持・向上**
- ・**自然(保全すべき農地)との共存に配慮した土地利用の推進**
- ・**オープンスペースの創出(駅前広場、道路)と、公共空間を活用したイベントの実施(ASAKA STREET TERRACE等)**

【既存商店街】

- ・**膝折町、幸町、本町、栄町等の既存商店街を活用した生活に身近な商業環境の充実に向けた支援**



【膝折・溝沼地区】

- ・**水害リスクの低減に向けた雨水・排水対策の検討(水路・側溝の改修等)**
- ・**総合的な治水対策の検討(国や県と連携した特定都市河川の指定等による流域治水の検討)**
- ・**浸水想定区域内での開発と合わせた水害対策の指導(雨水流出抑制施設の整備や垂直避難ができるようにすること、避難行動計画を策定し訓練を定期的に行うこと等)**
- ・**ひざおり通り等の坂道周辺における、まちなかベンチの設置**
- ・**地域と連携した多様な移動手段の検討(膝折、溝沼地区の一部における、わくわくワゴン等)**
- ・**膝折町や溝沼等の地域特有の資源(宿場町の歴史や坂が多い地形等)を生かした、にぎわいづくり**
- ・**膝折町等に立地する企業との連携・協働(地域に配慮した空間形成)**



【黒目川周辺】

- ・**黒目川右岸沿いの家屋倒壊等氾濫想定区域等、災害の危険性の高いエリアからの居住の誘導**
- ・**黒目川周辺の水辺空間の保全・活用(川沿いの親水性の向上)**
- ・**景観の保全を進めるための景観づくり重点地区の指定の検討(黒目川周辺)**
- ・**市民との協働による桜並木の適正な維持管理**



【基地跡地及びその周辺】

- ・**基地跡地の防災拠点化の検討**
- ・**駅前通りやシンボルロード等の無電柱化の促進**
- ・**貴重な湧水である広沢の池の保全**
- ・**基地跡地公園の整備**
- ・**みどりの拠点の形成・利活用(周辺施設と連携した地域の交流や活性化の推進)**
- ・**基地跡地周辺における地区計画の活用や官民連携による朝霞駅周辺と一体的なにぎわいや活力の創出**
- ・**基地跡地利用計画、基地跡地地区地区計画、基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画に基づく施設整備及び土地利用の推進**
- ・**シンボルロードの歩行者利便増進道路指定による道路空間の利活用**



[5つのテーマとの対応]

- | | | |
|------------------|------------------|----------------|
| 安 安全・安心 | 環 自然・環境 | 移 快適な移動 |
| に にぎわい・活力 | ま 私らしい暮らし | |

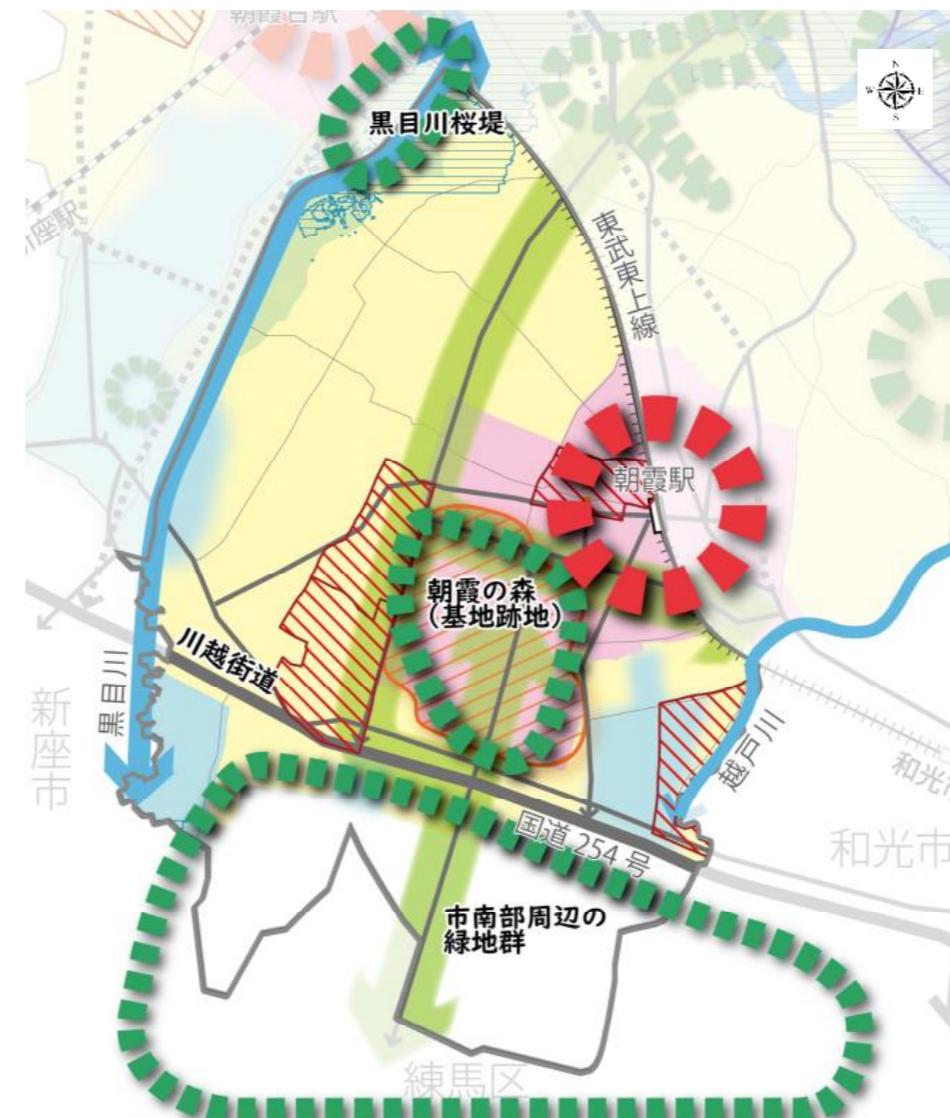
凡例

- 【方針1に関する凡例】
- 水害による浸水リスクの低減を図るゾーン
 - 地震・火災による延焼リスクの低減を図るゾーン(住宅が密集しているエリア)
 - 地震・火災による延焼リスクの低減を図るゾーン(延焼クラスター)
 - 交通安全対策の強化を図るゾーン
 - 住みよくらしゾーン

- 【方針2に関する凡例】
- みどりの拠点
 - みどりの軸(道路軸)
 - みどりの軸(河川軸)

- 【方針3に関する凡例】
- 都市拠点
 - 駅周辺でにぎわいの形成を図るゾーン
 - 企業との連携・協働を図るゾーン
 - 新たな拠点形成ゾーン(基地跡地)

- 【その他凡例】
- 鉄道
 - JR
 - 道路(国道)
 - 整備済
 - 未整備
 - 道路
 - 整備済
 - 未整備



【朝霞駅周辺】

- ・**駅前通り等の無電柱化の推進**
- ・**駅周辺におけるバリアフリー・ユニバーサルデザインにも配慮した交通結節機能の強化や、人を中心のウォーカブルな空間の確保**
- ・**朝霞駅南口周辺地区交通安全対策基本構想に基づく交通安全対策(駅前通りの一方通行化等)**
- ・**市役所をはじめ、主要な公共施設の立地を生かし、朝霞駅前の活性化と連動した回遊性の高い歩道・広場の設置・充実等により中心拠点としての魅力向上**
- ・**朝霞駅周辺への商業施設等の誘導や利便性の高い公共施設の集約化**



【アンダーパス】

- ・**鉄道を横断するアンダーパス部(本町隧道)等の浸水対策の検討**



【みどりの軸】

- ・**市道2号線、市道1000号線、市道8号線の街路樹の育成や沿道の緑化による、みどりの軸の形成**



【川越街道】

- ・**旧川越街道の歴史的文化資源(膝折宿)の保全とまちづくり資源としての活用**
- ・**川越街道(国道254号)や旧川越街道の交通条件と地理的優位性を生かし、朝霞警察署跡地等を含め、沿道ににぎわい創出に向けた土地利用の誘導**



【幸町・本町・栄町地区】

- ・**防火・準防火地域の指定による防災対策の推進**
- ・**幸町・本町・栄町周辺における住宅密集地の防災機能強化や私道を含めた狭あい道路の交通環境の整備、防火対策の推進**
- ・**栄町等に立地する企業との連携・協働(地域に配慮した空間形成)**



方針1 地震・火災による延焼リスクや水害による浸水リスクの低減に向けた対策の充実と、交通安全対策の強化により、誰もが安全・安心に生活できる住環境を整えます。

方針2 黒目川の水辺空間や基地跡地等のみどりが残る豊かな自然環境や、川越街道の歴史的文化資源等の適切な維持管理・活用を図ります。

方針3 朝霞駅や基地跡地周辺の充実した都市機能や公共空間を生かし、官民連携による一体的なにぎわいや活力の創出を図るとともに、地域内に立地する企業等との連携・協働による地域経済活性化に向けた取組を推進します。

第5章 計画の推進に向けて

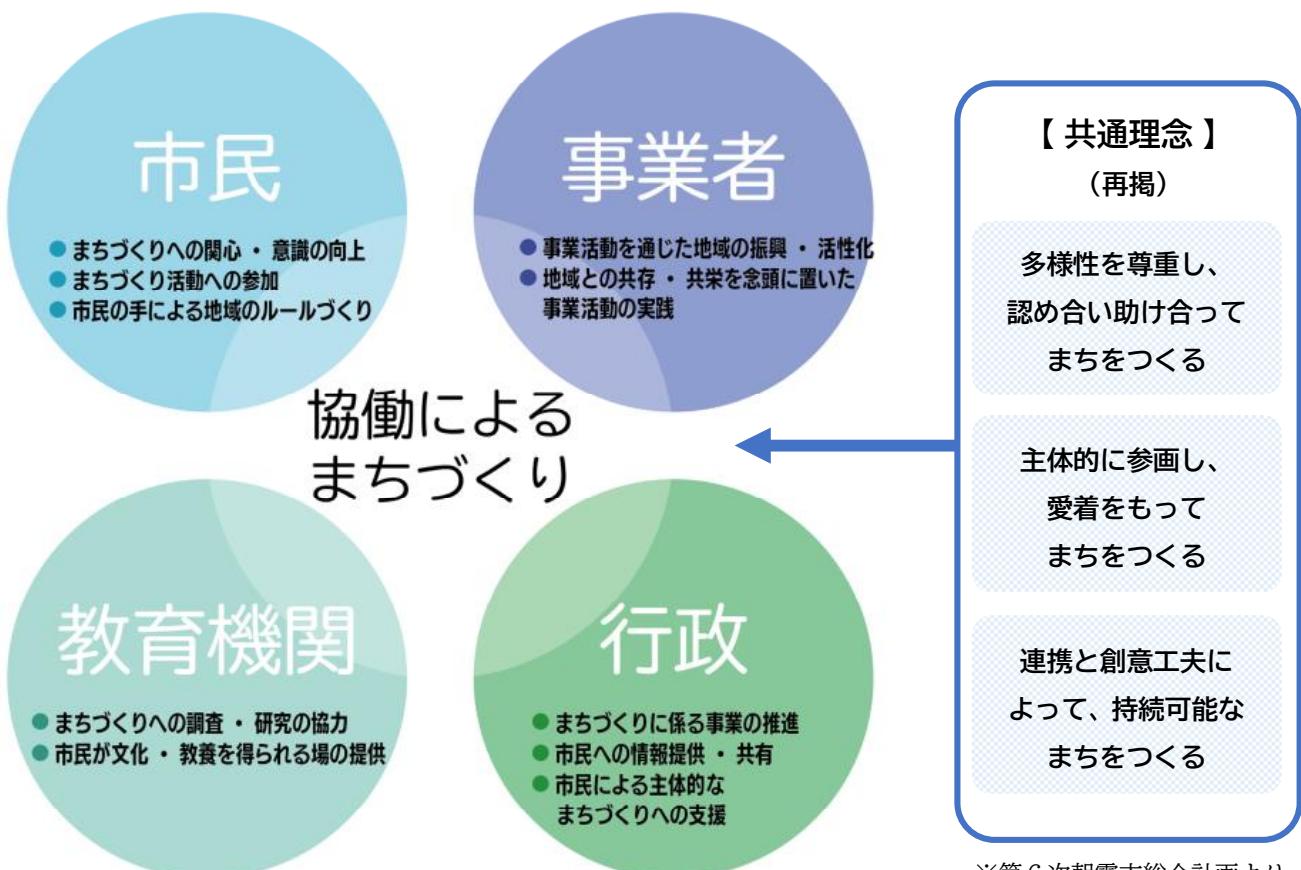
第2章から第4章では、将来像やテーマ別まちづくり方針、地域別まちづくり構想等、本市におけるまちづくりの基本的な方針を示しました。本章では、持続可能なまちづくりの実現に向けた取組を展開するための体制や進行管理の方法、推進方策について示します。

1 多様な主体との“協働”によるまちづくり

人口減少や少子高齢化の進行、持続可能な社会の構築に向けた取組の進展等、本市を取り巻く複雑な社会背景の中で、まちづくりを進めていくためには、各主体による取組の強化を図るとともに、多様な主体との連携・協働に基づいたまちづくりを、より一層推進していくことが求められます。

まちづくりの担い手である「市民」や「事業者」、「教育機関」、「行政」の主体ごとに本市が目指す将来像の実現に向けて果たすべき役割を整理し、第6次朝霞市総合計画の基本構想に示す共通理念のもと、多様な主体の連携・協働によるまちづくりを推進します。

■まちづくりの担い手である各主体の役割と“協働”によるまちづくりのイメージ



※第6次朝霞市総合計画より

■将来像の実現に向けて、まちづくりの担い手である「市民」や「事業者」、「教育機関」に期待する取組

		まちづくりの担い手		
		市 民	事 業 者	教 育 機 関
まちづくりのテーマ	安全・安心	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の耐震化、防火対策の実施 ・ブロック塀等の、塀の耐震化、撤去 ・日頃から「もしも」に対する備え ・共助の体制強化（助け合える関係づくり） 	<ul style="list-style-type: none"> ・水害や土砂災害等の災害リスクへの対策の実施 ・災害リスクや被災時の行動の周知 ・共助の体制強化（地域との関係づくり） 	
	自然・環境	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に優しいモビリティの選択 ・環境にやさしい住宅の整備（創エネ、省エネ） ・緑化や植栽の適切な維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した施設整備 ・アダプト制度への参画 	
	快適な移動	<ul style="list-style-type: none"> ・交通ルールの周知・徹底 ・自家用車以外のモビリティの選択 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通等の利用の推奨 	
	にぎわい・活力	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント等への参画 ・市内商店の利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内でのイベント等の実施 ・市内の事業者、教育機関とのコラボレーション 	
	暮らししい暮らし	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンスペースの活用 ・暮らししく働く場、活躍できる場の活用 ・交流の場への参画 	<ul style="list-style-type: none"> ・コワーキングスペースや共創空間（リビングラボ等）の創出・運営 ・開発や研究のテストフィールドとしての活用 	
<p style="text-align: center;">△</p> <div style="background-color: #669966; color: white; padding: 5px; border-radius: 5px; text-align: center;"> 行 政 </div> <div style="border: 1px solid #669966; padding: 10px; background-color: #e0f2e0; margin-top: 10px;"> <p><役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりに係る事業の推進 ・市民への情報提供・共有 ・市民による主体的なまちづくりへの支援 </div>				

2 まちづくりの評価と進行管理

(1) 成果管理、進行管理の必要性

本計画に基づく関連施策を着実かつ効果的に展開するためには継続的な成果管理と透明性の高い進行管理が必要です。

まちづくりの成果管理（アウトプット）では、本計画に位置づけた取組ごとに実施体制を明確にしたうえで、総合計画と連携した定期的なモニタリングによりまちづくりの進捗度合いを測ることで定量的な成果管理を行います。

また、行政による取組と前頁で整理した、まちづくりの担い手に期待する取組による効果を把握するため、「各テーマの方針に対応した評価指標」を設定し、定期的な検証を行います。

まちづくりの進行管理では、既存の「都市計画審議会（まちづくりの進捗度合いの報告）」及び「庁内検討委員会（庁内の協議調整の場）」2つの会議体を活用し、まちづくりの進行を管理していきます。

以上のような成果管理と進捗管理の仕組みにより、本計画の実効性を高めます。

(2) 各テーマの方針に対応した評価指標の設定

第2章で設定した5つのテーマについて、各テーマの方針に対応したまちづくりの効果を把握するため評価指標を設定します。評価指標として、総合計画における施策評価に用いられる市政モニターアンケート等の項目を活用するとともに、個別の取組については総合計画の指標も参考にする等、総合計画と連携して定期的なモニタリングを行います。

＜テーマ別まちづくりを推進するための評価指標＞

※満足度とは、回答者のうち「満足」及び「どちらかと言えば満足」と回答した人の割合

テーマ	方針	評価指標	現況値 (R6)	目標値 (R16)
安全・安心	日常生活のなかで災害が発生しても被害を最小限に留め、素早く確実に復旧できる、防災・防犯ともに備えができている安全・安心のまちを目指します。	「安全・安心」の取組に対する満足度 (出典：市民意識調査)	40%	45%
		(出典：市政モニターアンケート) 地域防災計画の推進に関する満足度		
		(出典：市政モニターアンケート) 集中豪雨等による浸水被害の軽減対策に対する満足度		
		(出典：市政モニターアンケート) 上下水道等のインフラ、公共施設等の計画的な耐震化・老朽化対策の取組に対する満足度		
		(出典：市政モニターアンケート) 地震災害時の避難路や緊急輸送道路となる幹線道路の整備に対する満足度		
		(出典：市政モニターアンケート) 市民・地域の主体的な防犯・防災活動や交通安全活動等の支援に対する満足度		

テーマ	方針	評価指標	現況値 (R6)	目標値 (R16)
自然・環境	みどりのある朝霞らしい風景を守り、親しみ、未来のこどもたちに胸を張って残せる持続可能なまちを目指します。	「みどり・景観・環境共生」の取組に対する満足度（出典：市民意識調査） 取組の柱に対し確認する指標 (出典：市政モニターアンケート) 循環型社会の構築に向けた市民と行政が一体となった取組の推進に対する満足度 (出典：市政モニターアンケート) 自然と調和した適正な土地利用の促進に対する満足度 (出典：市政モニターアンケート) 市民との協働による河川環境や樹林地、湧水、公園緑地等の保全・活用の取組に対する満足度 (出典：市政モニターアンケート) まちの活性化を図るため、市民と市の協力によるまちの魅力（文化・感情・ひと）の発信に対する満足度 (出典：市政モニターアンケート) 地域の特色を生かした美しい景観の保全・創出に対する満足度	49%	49%
快適な移動	多様な移動手段でつながる、安全で快適な移動環境のある、人にやさしいまちを目指します。	「道路交通」の取組に対する満足度 (出典：市民意識調査) 取組の柱に対し確認する指標 (出典：市政モニターアンケート) 誰もが歩きやすい歩道の整備や生活道路の安全確保の取組に対する満足度 (出典：市政モニターアンケート) 地震災害時の避難路や緊急避難道路となる幹線道路の整備に対する満足度 (出典：市政モニターアンケート) コミュニティバス運行や路線バスとの連携による公共交通ネットワークの充実に対する満足度	27%	28%
にぎわい・活力	四季折々のイベントが充実し、笑顔が絶えないワクワクするまち、鉄道駅や道路ネットワーク・地域資源を生かした活力のあるまちを目指します。	「土地利用」の取組に対する満足度 (出典：市民意識調査) 「産業活性化」の取組に対する満足度 (出典：市民意識調査) 取組の柱に対し確認する指標 (出典：市政モニターアンケート) まちの活性化を図るため、市民と市の協力によるまちの魅力（文化・環境・ひと）の発信の取組に対する満足度 (出典：市政モニターアンケート) 消費者ニーズに対応できる商業の振興、商店街の活性化の取組に対する満足度 (出典：市政モニターアンケート) 誰もが歩きやすい歩道の整備や生活道路の安全確保の取組に対する満足度 (出典：市政モニターアンケート) 朝霞のあゆみを後世に伝えていくための地域の歴史や伝統文化の継承・保護の取組に対する満足度	23%	34%
私らしい暮らしだす。	自然と利便性が共存するコンパクトな住宅都市であることを生かし、私らしいいきいきと暮らせるまちを目指します。	これからも朝霞に住み続けたいと思う人の割合（出典：市民意識調査）	82%	84%

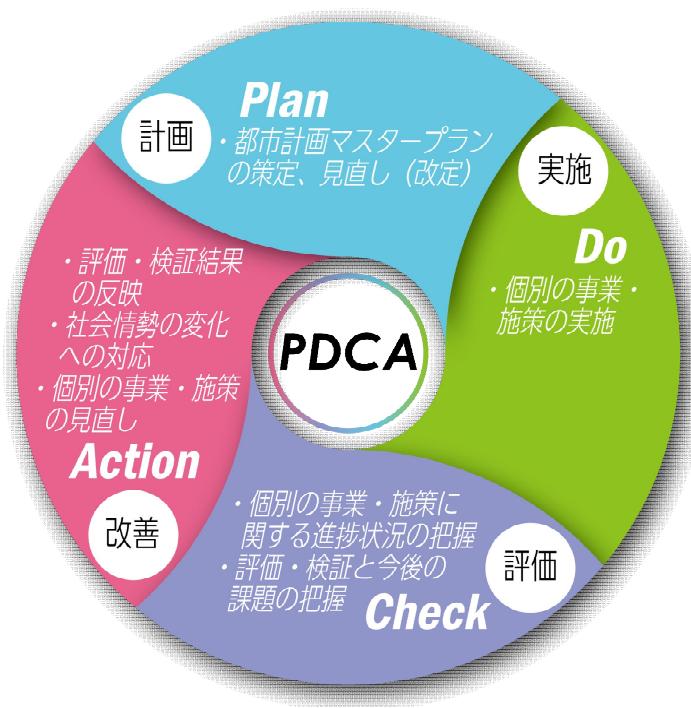
※各テーマに対する評価指標は総合計画と連携して設定していますが、総合計画の改定等に伴い評価指標の変更が生じ、継続的な計測が難しくなる場合には評価指標の見直しを検討します。

(3) まちづくりの進行管理

1) 進行管理の考え方

本計画は、第6次朝霞市総合計画等の上位計画に即しつつ、概ね20年後の将来像を見据えた計画としていますが、計画期間内においても、社会及び経済状況が大きく変化していくことも大いに予想されます。

そのため、本計画に位置づけられた取組については、PDCAサイクル（Plan「計画の策定（改定）」⇒Do「施策の実施」⇒Check「検証」⇒Action「事業・施策の見直し」）のもと、継続的改善を行っていきます。



2) まちづくりの評価体制

本計画策定後は、2つの会議体「都市計画審議会」及び「庁内検討委員会」を設置し、進行管理を行います。また、その結果を市民と共有することを目的に、年1回程度イベント等と合わせて本計画の進捗や成果を市民と共有する場を設けます。

■まちづくりの評価体制

	委員構成	目的
都市計画審議会	外部有識者 市内関係者 公募市民等	<ul style="list-style-type: none">・取組の進捗状況の報告（透明性の確保）・取組への委員意見の反映（客観性の確保）
庁内検討委員会	市関係部署	<ul style="list-style-type: none">・取組の実施に向けた協議調整（庁内調整）
市民と共有する場	—	<ul style="list-style-type: none">・まちづくりの進捗や成果を広く市民に共有する（市民への周知とPR）

3 将来像の実現に向けた推進方策

(1) 既存制度の適切な活用・運用

本計画の実施に向けたまちづくりの手法として、都市計画法等に基づく諸制度や、条例等による本市独自の規制・誘導制度等、様々な方策があります。まちづくりに関わる多様な主体との協働のもと、これらの制度を活用してまちづくりを進めるとともに、適切な運用を行います。

各施策・事業の実施にあたっては、本市の単独事業に加え、必要に応じて国、県の事業・制度等の活用を図るとともに、関係機関への協力の要請に努めます。

特に国道254号バイパスの第2期整備や河川改修等の広域的な見地から行われる国・県等の事業や施策について、関係機関との連携を強化するとともに、本市のまちづくりの基本的な方針を示し、理解と協力を求めていきます。

■本計画の実現に向けて想定される主な方策

区分	主な方策	
規制・誘導手法の活用	法に基づく規制・誘導手法 (区域区分) 市街化区域、市街化調整区域 (地域地区) 用途地域、防火地域・準防火地域、高度地区、 特別緑地保全地区 等 (その他の制度) 地区計画、景観計画、建築協定、緑地協定 当 市が独自に決める規制・誘導手法 市民等の自主的なまちづくり手法	地域特有の政策の実現や課題の解決のために制定するもの（景観条例、建築物に関する条例、緑化条例等） まちづくりのルールづくり（任意協定、景観・緑化等、きめ細かなルールづくり 等） 都市計画提案制度
都市計画事業の推進	都市計画道路事業、土地区画整理事業、公園事業、下水道事業 等	
各分野の施策との連携	福祉環境整備の充実や地域資源の活用等ソフト分野の施策との連携を深め、総合的なまちづくりを進めます。 ・コミュニティ（地域共同体）、NPO（民間非営利組織）、ボランティア活動の支援 ・祭り、イベントの開催・運営 等	

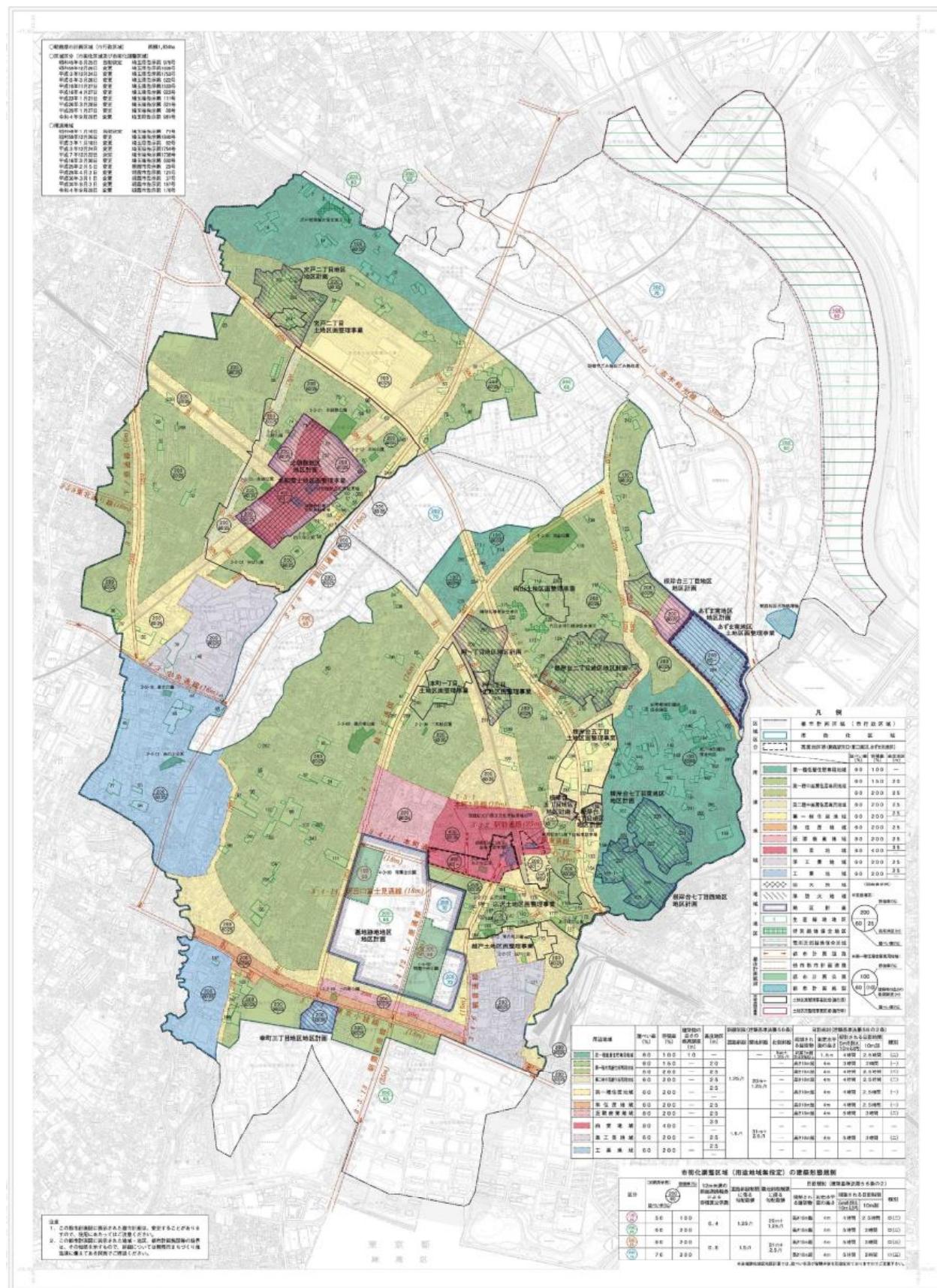
■本市において想定されるまちづくりの主な手法とその使い方

まちづくりの 主な手法	制度の概要	本市での使い方
都市計画 提案制度	・土地所有者やまちづくり法人等が一定の条件を満たした上で、県や市に対し都市計画の提案ができる制度です。	・各地域をより良くするための提案を頂き、市民等と連携して地域特性に応じたまちづくりを進めていきます。
区域区分 ・市街化区域 ・市街化調整区域	・無秩序な市街化を防ぎ、計画的なまちづくりを行うため、都市計画区域を「市街化区域（すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域）」と「市街化調整区域（市街化を抑制すべき区域）」を設定し、適切な土地利用を誘導するものです。	・内間木地域や黒目川沿いに設定されている市街化調整区域では、市街化を抑制し、残されている農地や緑地、水辺空間等の貴重な資源を適切に保全します。
用途地域	・住居、商業、工業等種類の異なる土地利用が混在すると、お互いに生活環境や業務の利便性に支障を来たすことから、それぞれの土地利用に合った環境を保ち、効率的な活動を行えるよう、都市を13種類に区分し、それぞれの地域にふさわしい建物の用途や形態（容積率、建ぺい率等）を定め、適切に運用するものです。	・駅周辺に指定されている商業系用途地域や工業系用途地域においては、経済・産業活動の維持や利便性を確保するよう土地利用の適切な運用を行います。あわせて周辺の住宅地等、周辺環境との調和に配慮するよう誘導を図ります。
防火地域・ 準防火地域	・市街地の火災による延焼の危険性を防ぐため「防火地域・準防火地域」を指定し、建物の構造等の規制により火災に強い地域の形成を図るものです。	・駅周辺や建物の密集度が高い地域を対象に指定し火災に強い地域を形成します。

■本市において想定されるまちづくりの主な手法とその使い方（つづき）

まちづくりの 主な手法	制度の概要	本市での使い方
地区計画	<ul style="list-style-type: none"> 用途地域等による制限に加えて、建てられる建築物の用途、高さ、敷地面積生垣の配置や建物の色彩等、その地区ごとの特性に応じたきめ細やかな制度内容（まちづくりのルール）を決めるこにより、住みよいまちへの誘導を目的とした制度です。 	<ul style="list-style-type: none"> 駅周辺におけるにぎわい・魅力ある空間を創出します（壁面後退、用途制限）。 宮戸二丁目地区、岡一丁目地区、根岸台二丁目地区、根岸台七丁目東地区・西地区では、良好な住環境を形成します（公共施設の配置、用途制限、敷地面積制限等）。 基地跡地や国道254号バイパス沿道等の市街化調整区域においては、無秩序な市街化を抑制し、計画的な土地利用を誘導します。
まちづくりに関連する条例	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の制限に関する条例や、開発に関する条例等、まちづくりに関連する様々な条例等により、土地利用を行うためのルールを定める制度です。 	<ul style="list-style-type: none"> 地区計画区域内における建築物制度に関する条例や、朝霞市開発事業等の手続き及び基準等に関する条例等、まちづくりに関する個々の条例・要綱を適切に運用します。 また、本計画や立地適正化計画等の計画に基づき、関連する条例・要綱が連携しながら、まちづくりを推進します。

■朝霞市都市計画図（令和5（2023）年3月作成）



(2) 最新技術を活用したまちづくりの推進

都市計画基礎調査をはじめ、3D都市モデルやビッグデータ等まちに関わるデータを分野横断的に統合・可視化する等、まちづくりのDX（デジタルトランスフォーメーション）を進め、持続可能な都市開発、災害対策等に資する環境整備を検討します。

市民や企業（事業者）、大学等自らが発案するというボトムアップ型のまちづくりを支援するため、市民等が情報やデータを収集し、これに基づいて地域の問題解決策を自ら考えることのできる環境整備を検討します。

府内各課で個別に管理されていたまちづくり等に関わる基礎データについて、GIS（地理情報システム）等の活用により府内業務の効率化を図るとともに、まちづくり情報の見える化を推進します。

次世代モビリティ等最新技術の積極的な活用を検討し、市民の生活利便性の向上を図っていきます。また、まちづくりにあたっては、多様な主体の理解・協力が不可欠であることからICTやAI、SNS等を活用したまちづくりの見える化や積極的な情報発信を推進していきます。

■最新技術を活用したまちづくりのイメージ（出典：内閣府（スマートシティ））



(3) 周辺自治体・県・国等との連携

広域的な都市計画の調整やまちづくりに関する相互の情報交換、及び既存施設の相互利用や広域的な公共サービスの向上、充実を図るため、周辺自治体等との連携強化を図ります。

(4) まちづくりの継続

■基本的な考え方

本計画の将来目標は、策定時から概ね20年後を見据えて検討したものですが、まちづくりは20年という期間に限定されるものではなく永続的なものです。本計画に基づく施策のほかにも、いつまでも住み続けたいまちとして持続的に発展していくため、様々なまちづくりに関する取組を進めていきます。

■取組内容

①まちづくりの人材確保

市民が主催する活動やNPO（民間非営利組織）等の団体、ボランティア等まちづくりに関する組織への支援のほか、企業、大学等の専門機関との連携も進める等、まちづくりを担う人材の確保・支援のための方法の検討を進めます。

まちに対する愛着を育て、将来的にまちづくりに関わりを持つ担い手を育成していく観点から、学校教育や生涯学習の中で、地域特性をふまえたまちの再認識や、身近なまちづくりへの参画手法の提示、まちづくりを考える機会の提供等、教育とまちづくりとの関わり方について検討します。

行政においては、市民、事業者、教育機関が協働のまちづくりを行う上で抱えている課題への対応や、様々な活動間の調整等が求められていることから、研修や地域での実践的なまちづくり活動への参画等を通じて、多様な市民、事業者、教育機関のニーズ等に柔軟に対応できる専門性の高い職員の計画的な育成に努めます。

②まちづくりの財源の確保

今後も引き続き効率的、効果的な事業の実施に努めるとともに、効率的な収益事業のあり方や適正な公共サービスの受益者負担、開発利益の還元等を検討し、より良いまちづくりを進めるための健全な財政運営を図ります。

国・県等の補助の有効活用等による適切な財源確保に努め、必要に応じてまちづくり基金等、新たなまちづくり財源の活用や、PPP/PFI、ネーミングライツ、ガバメントクラウドファンディング等、民間活力の導入も検討します。

まちづくりの財源を有効に活用していくため、市民や事業者、教育機関等の立場からの意向もふまえ、重点的に推進すべき施策を選定するとともに、実効性のある推進プログラム化を図り、長期的な視点にたった計画的・効率的な財政運営に努めます。

③まちづくりに関するルール等の検討

まちづくりを行う主体である市民、事業者、教育機関、行政のそれぞれの役割分担と相互の協働によってまちづくりを進めるため、都市計画制度の一層の活用はもとより、現行の法制度にとらわれない本市独自のまちづくりについても進められるよう、土地・建物の利用、景観・まちなみ、自然環境の保全等様々な分野にわたる、市全域や各地域の特性に応じたまちづくりについて、市民との連携、役割分担等のあり方も含めた本市にふさわしいルールづくりを検討していきます。

また、市民、事業者、教育機関、行政等の協働によるまちづくりに対する理解と協力を深めるため、まちづくりにおける協働の理念の共通理解を図り、協働のための体制整備を進めるとともに、各主体のまちづくりに対する責任や役割の明確化についても検討します。

巻末資料（作成中）

本計画の補足資料として、以下の内容を巻末資料として整理しました。また、本計画を策定するうえでの基本的な情報となる「本市の現状整理」や「市民意向の把握」に関する資料は参考資料編として別冊での整理としました。参考資料編は本市ウェブサイト又は以下 QR コードより確認できます。

＜巻末資料（作成中）＞

- 1 朝霞市都市計画マスターplan策定に至る過程
- 2 用語集

＜参考資料編（作成中）＞

- 1 本市の現状
- 2 前期計画の検証
- 3 市民意向の把握

※参考資料編は右記 QR コード
より確認できます

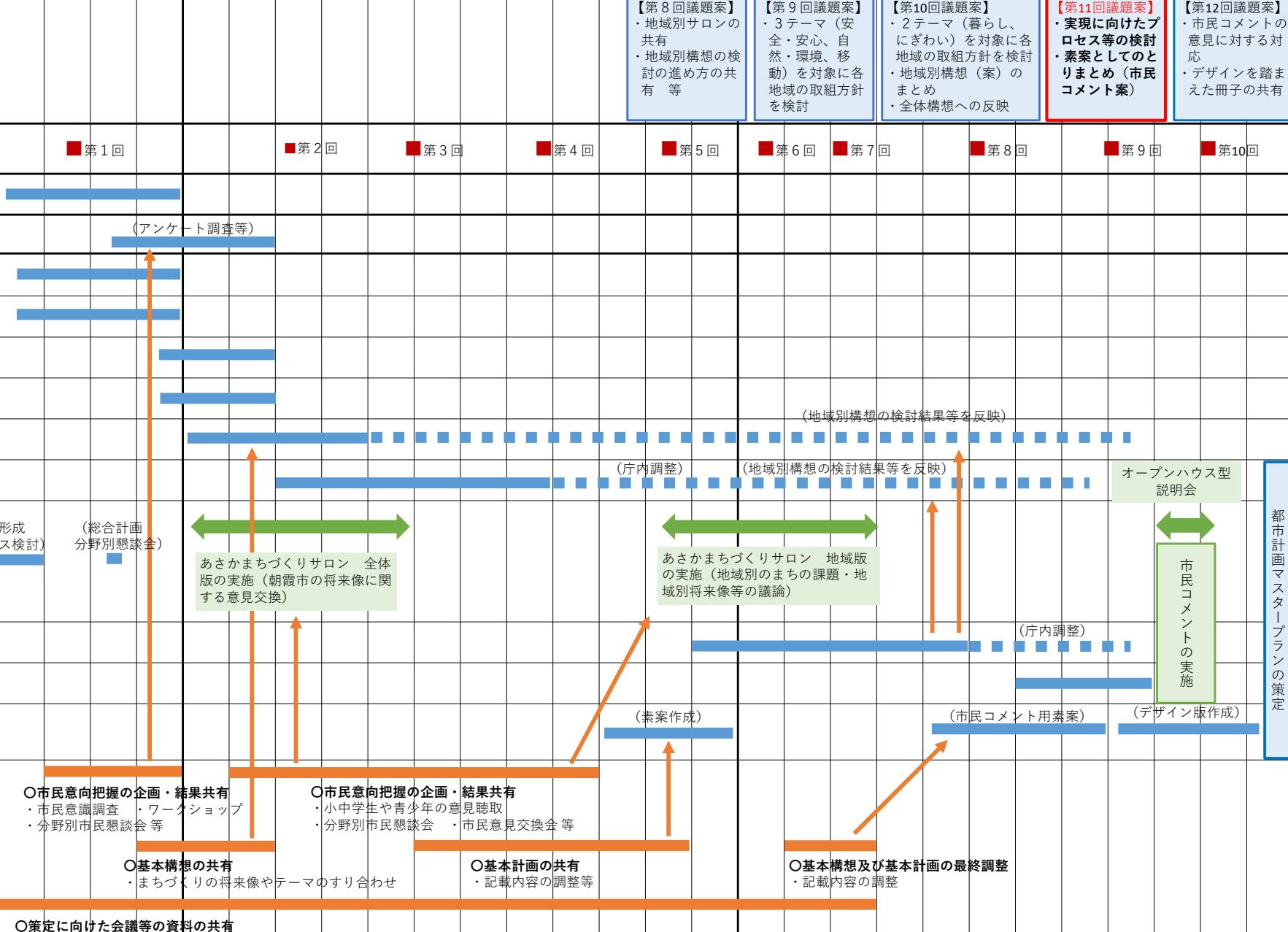
QR

■ 朝霞市都市計画マスタープラン策定スケジュール

参考資料1

項目(※)	令和5年度					令和6年度												令和7年度											
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1) 都市計画審議会開催		■第1回			■第2回					■第3回			■第4回			■第5回			■第6回	■第7回		■第8回	■第9回	■第10回	■第11回	★勉強会			■第12回
(2) 庁内検討会議開催			■第1回				■第2回		■第3回		■第4回		■第5回		■第6回	■第7回		■第8回		■第9回	■第10回								
(3) 都市の状況把握																													
(4) 市民意向の把握市民参画の実施																													
(5) 事業等の進捗状況把握																													
(6) 計画の基本的な構成や地域別構想の地域区分の検討																													
(7) 現行計画の評価																													
(8) 都市づくりの課題整理																													
(9) 将来都市像及び都市構造の検討																													
(10) 全体構想の検討																													
(11) 市民参画の実施																													
(12) 地域別構想の検討																													
(13) 推進方策の検討																													
(14) 素案の作成																													
(15) 策定中の総合計画との整合及び連携																													

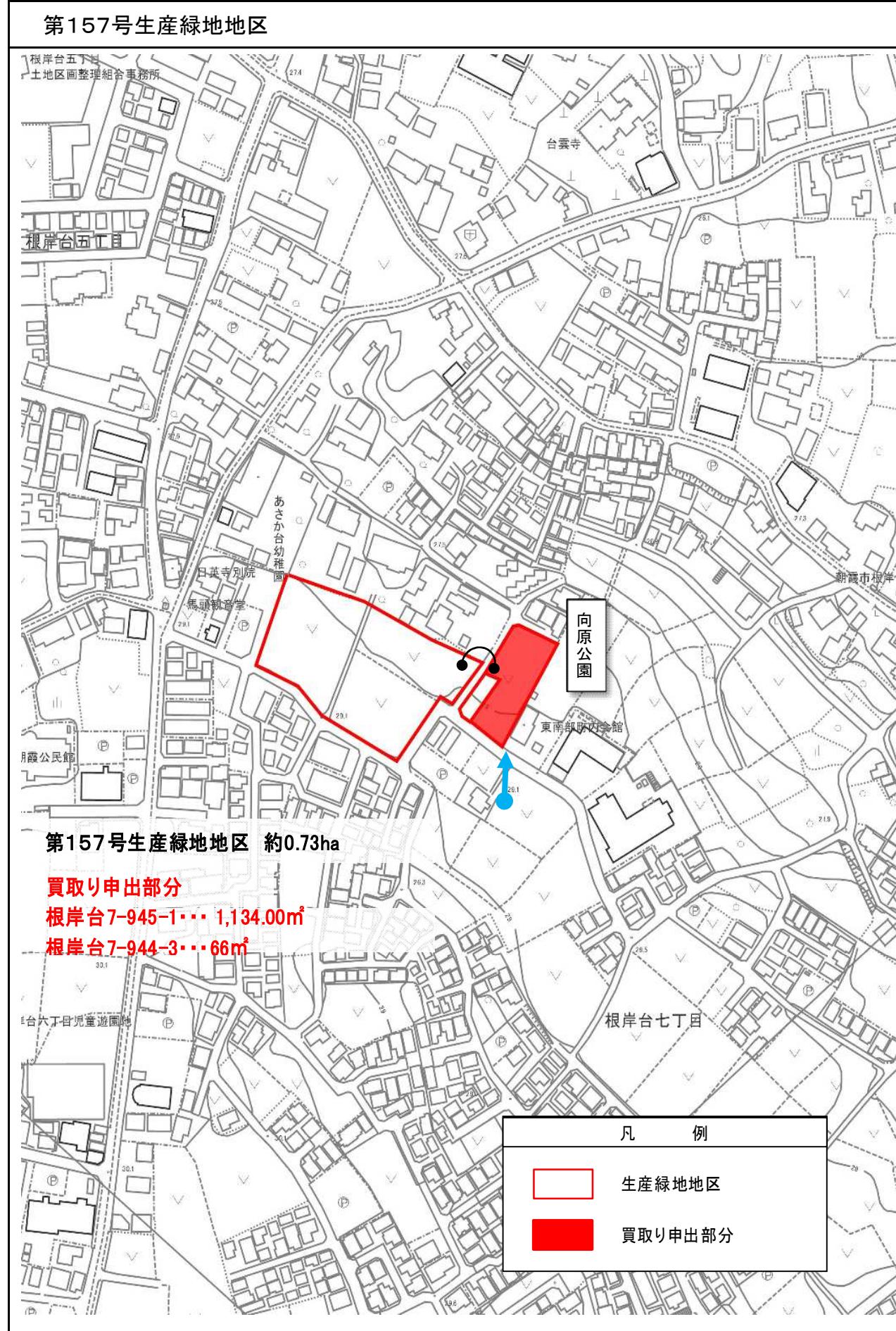
都市計画マスタープランの策定



報告事項第1号

朝霞都市計画生産緑地地区の変更について (経過報告)

○案内図



○概要

名 称	第157号生産緑地地区
内 容	買取り申出
所 在 地	根岸台七丁目945-1, 944-3
地 区 面 積	約0.73ha
買 取 申 出 面 積	1200.00m ²
理 由	農業の主たる従事者が死亡したため
備 考	買取申出受付日：令和7年10月17日 行為制限解除予定日：令和8年1月17日

○現況写真



○案内図

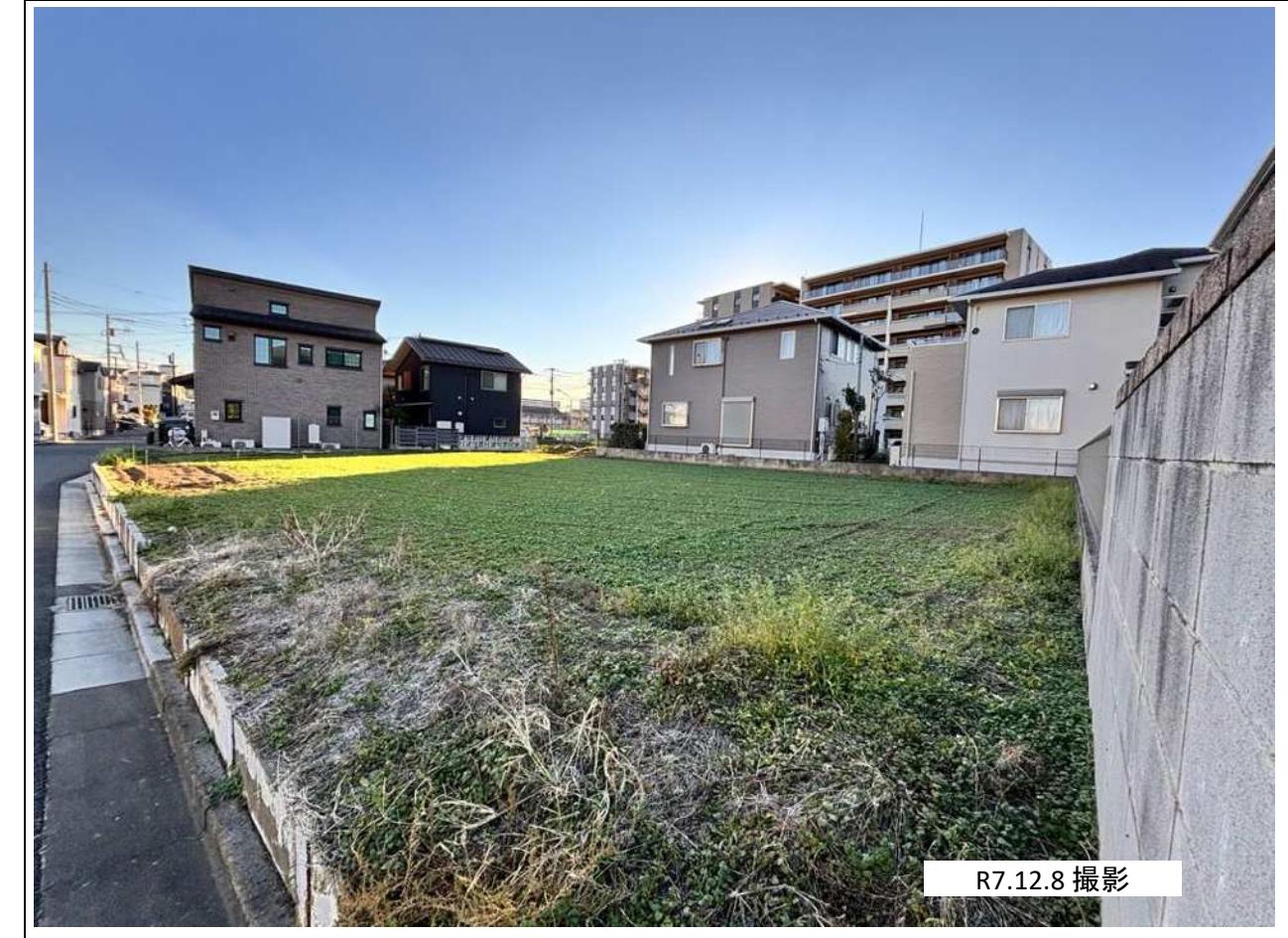
第197号生産緑地地区



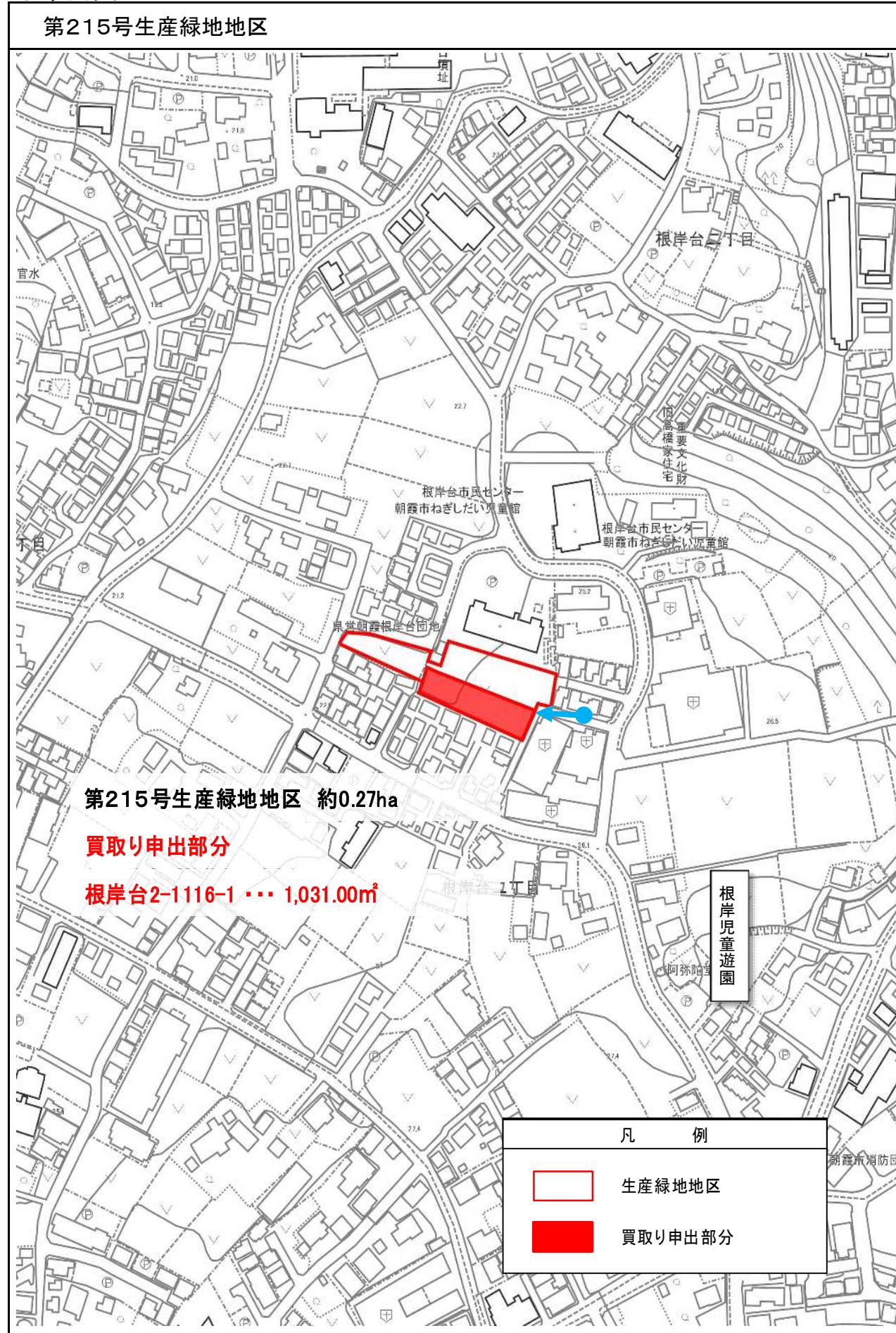
○ 概要

名 称	第197号生産緑地地区
内 容	買取り申出
所 在 地	根岸台五丁目21-28
地 区 面 積	約0. 22ha
買取申出面積	567. 00m ²
理 由	農業の主たる従事者が死亡したため
備 考	買取申出受付日：令和7年10月17日 行為制限解除予定日：令和8年1月17日

○現況写真



○案内図



○概要

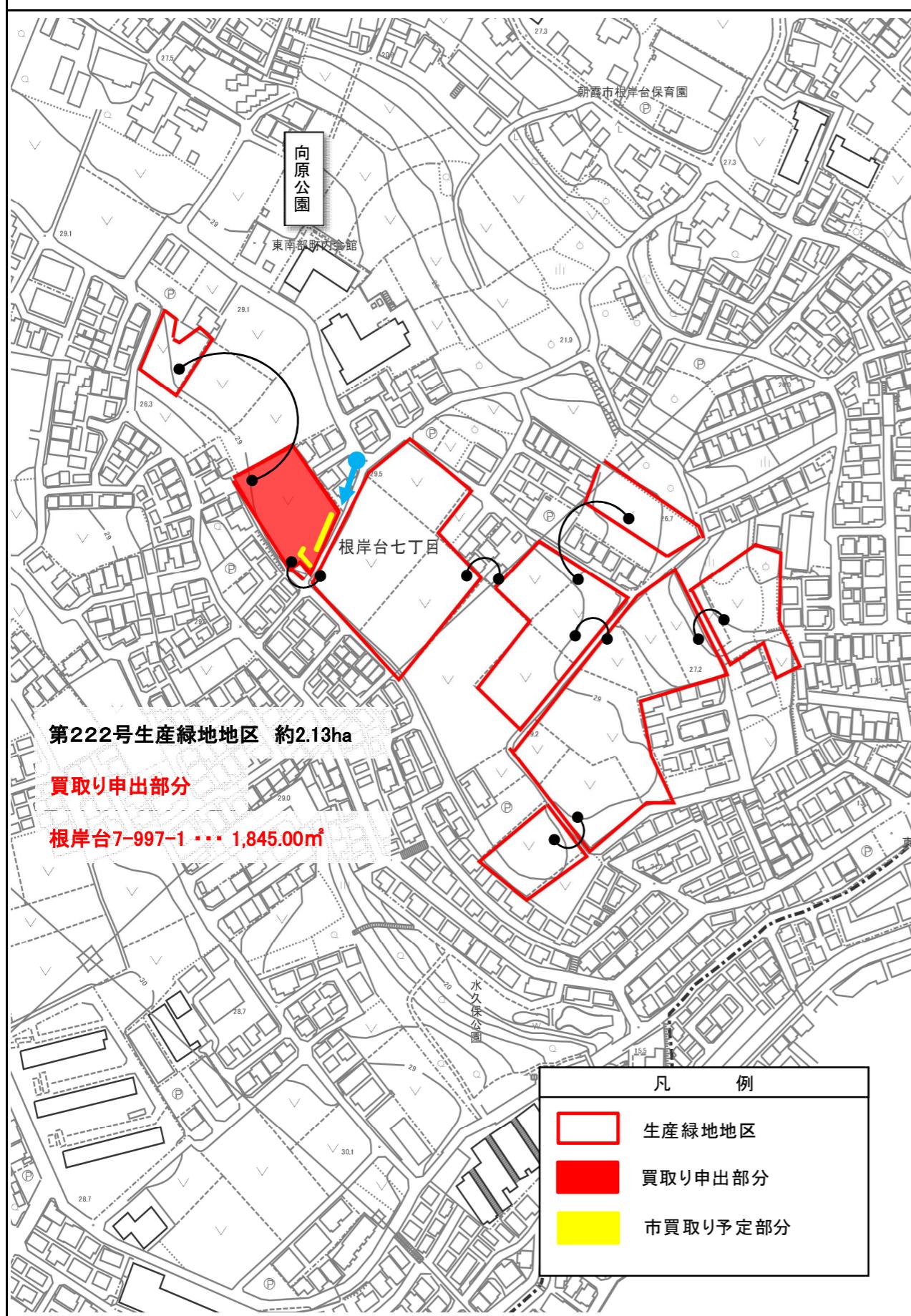
名 称	第215号生産緑地地区
内 容	買取り申出
所 在 地	根岸台二丁目1116-1
地 区 面 積	約0.27ha
買 取 申 出 面 積	1031.00m ²
理 由	農業の主たる従事者が死亡したため
備 考	買 取 申 出 受 付 日: 令和7年10月28日 行為制限解除予定日: 令和8年1月28日

○現況写真



○案内図

第222号生産緑地地区



○ 概要

名 称	第222号生産緑地地区
内 容	買取り申出
所 在 地	根岸台七丁目997-1
地 区 面 積	約2.13ha
買 取 申 出 面 積	1845.00m ²
理 由	農業の主たる従事者が死亡したため
備 考	買 取 申 出 受 付 日 : 令和7年10月17日 行為制限解除予定日 : 令和8年1月17日

○現況写真



○案内図

第262号生産緑地地区



○ 概要

名 称	第262号生産緑地地区
内 容	買取り申出
所 在 地	溝沼三丁目904-4
地 区 面 積	約0.03ha
買 取 申 出 面 積	348.00m ²
理 由	農業の主たる従事者が死亡したため
備 考	買 取 申 出 受 付 日 : 令和7年10月21日 行為制限解除予定日 : 令和8年1月21日

○現況写真



○案内図



○概要

名 称	第263号生産緑地地区
内 容	買取り申出
所 在 地	膝折町五丁目455-1
地 区 面 積	約0. 19ha
買 取 申 出 面 積	993. 00m ²
理 由	農業の主たる従事者が死亡したため
備 考	買 取 申 出 受 付 日：令和7年10月28日 行為制限解除予定日：令和8年1月28日

○現況写真

